藤沢市受援計画

令和3年3月 策定

令和4年4月 改訂

藤沢市

目 次

第1章 総論	1
第1節 計画策定の背景及び目的	1
第2節 計画の位置付け	3
第3節 対象範囲	4
第4節 発動条件と期間	5
第5節 費用負担	5
第6節 宿泊場所及び食料の確保	5
第7節 受援力の向上に向けた取組	6
第8節 感染症に係る留意事項	6
第9節 災害時応援協定	7
第2章 人的応援の受援体制	12
第1節 人的応援の基本的な枠組	12
第2節 受援体制の整備	19
第3節 人的応援の受入れに関する基本的な流れ	23
第4節 受援対象業務	27
第3章 物的応援の受援体制	31
第1節 物的応援の基本的な枠組	31
第2節 物的応援の考え方	32
第3節 各指揮本部の主な役割	33
第4節 物的応援の受入れに関する基本的な流れ	35
	40

第1章 総論

第1節 計画策定の背景及び目的

大規模災害発生時、被災市町村では短期間に膨大な災害対応業務が発生し、多くの 人的・物的資源が必要になるが、市町村庁舎の被害や職員の被災などにより行政機能 が低下することで、被災市町村単独での災害対応は極めて困難になる。

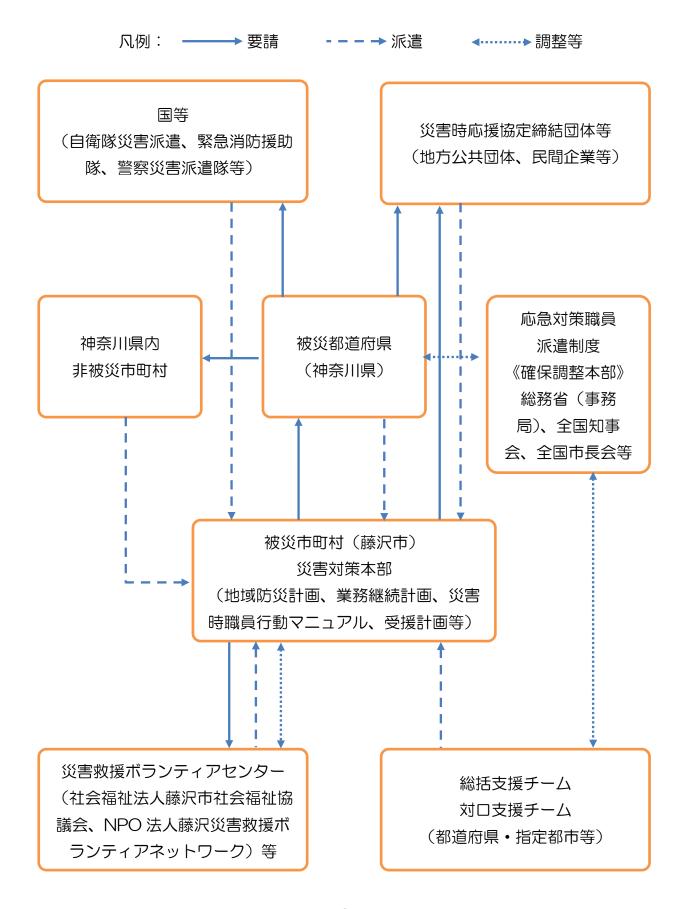
このため、過去の大規模災害では、被災地外の地方公共団体や防災関係機関をはじめとした、民間企業、ボランティアなどの団体等により様々な種類の応援が行われている。

一方、被災市町村では、受援に対する具体的な運用方法や役割分担などが確立していなかったことから、応援職員等の力を十分に活かすことができなかった事例や、物資の滞留により被災者に必要な物資が適切なタイミングで供給できないといった課題が発生している。

こうした中、国においては、東日本大震災を受け災害対策基本法を改正したほか、 防災基本計画の修正、「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン (内閣府、平成29年3月)」及び「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計 画策定の手引き(内閣府、令和2年4月)」を公表するなど、市町村における受援体 制の整備の促進を図っている。

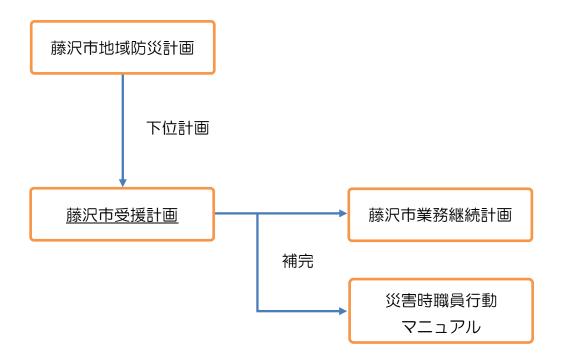
本市では、過去の災害の教訓を踏まえ、大規模災害時に被災地外からの応援を迅速かつ的確に受入れるとともに、効率的・効果的に災害対応を実施することを目的として、本市の受援体制を整理した「藤沢市受援計画」を策定する。

≪受援の全体イメージ図≫



第2節 計画の位置付け

本計画は「藤沢市地域防災計画」の下位計画として位置付け、「藤沢市業務継続計画」 及び「災害時職員行動マニュアル」の内容に準拠し、それらの円滑な実施と資源の不 足を補うための計画とする。



第3節 対象範囲

本計画は大規模災害発生後における、災害対策基本法及び災害時応援協定に基づく 応援を対象範囲とし、地方自治法に基づく中長期にわたる「派遣」については対象外 とする。

なお、緊急消防援助隊やDMATなど、別途個別計画が策定されているものについては、個別計画に基づいて応援・受援を実施する。

種別	要請先	要請内容	根拠法令等
人的応援	指定地方行政機	職員の派遣	災害対策基本法第 29 条
	関の長又は指定		第2項
	公共機関		
	県知事	応援の要求及び災害応	災害対策基本法第68条
		急対策の実施	
		自衛隊への派遣要請	災害対策基本法第 68 条
			の2第1項(自衛隊法第
			83 条第1項)
	他の市町村長	応援の要求	災害対策基本法第 67 条
			第1項
			災害時応援協定
	その他の団体等	協定等に定める事項	災害時応援協定
物的応援	県知事	物資又は資材の供給	災害対策基本法第 86 条
			の 16
	他の市町村長	応援の要求	災害対策基本法第 67 条
			第1項
			災害時応援協定
	その他の団体等	協定等に定める事項	災害時応援協定

第4節 発動条件と期間

大規模災害時に人的・物的資源の不足が想定される場合に、本計画を発動し応援要請を行うなど受援体制を開始する。なお、発動条件は次のとおりとする。

- ア 市域で震度 6 弱以上の地震が発生した場合
- イ 市域で震度5強・弱の地震が発生した場合は、被害状況によって災害対策本部 で検討する。
- ウ 市域で災害救助法の適用を要する被害が発生した場合
- エ 災害対策本部長が必要と認めた場合

また、発動期間は「藤沢市業務継続計画」及び「災害時職員行動マニュアル」に準拠し、大規模災害発生後「1か月」を基本とする。

第5節 費用負担

ア 協定に基づく応援

協定の内容に定められているとおりとする。なお、本市が負担する場合は原則、 受援課において負担するものとする。

- イ 自主的な応援
 - 基本的には、応援側の地方公共団体等に負担を依頼する。
- ウ 災害救助法の適用
 - 災害救助法に基づく費用は、神奈川県が支弁する。

第6節 宿泊場所及び食料の確保

応援職員等の宿泊場所は、応援側が自ら確保することを基本とするが、確保が困難 な場合は公共施設等の活用や宿泊場所の手配について検討する。

応援職員等の食料は、応援側が自ら確保することを基本とするが、確保が困難な場合は備蓄食料や救援物資の提供を行う。

なお、別途個別計画等において宿泊場所や食料について内容が定められている場合は、その内容のとおりとする。

第7節 受援力の向上に向けた取組

ア 定期的な訓練等の実施

受援に関する要素を取り入れた訓練を定期的に実施するほか、日頃から災害時に取るべき行動や災害対策本部の体制などを確認する。また、本市から被災地へ派遣された職員の経験を情報共有するなど、受援の実効性の向上に努める。

イ 関係団体等との連携

大規模災害時には、行政だけの力では限界があり、すべてに対応することはできない。日頃から関係団体等(ボランティア・NPO・企業等)と協力関係の構築に努める。

ウ 計画の見直し

PDCA(Plan-Do-Check-Action)サイクルの考え方、訓練による検証、国・県による新たな制度や知見等を踏まえ、必要に応じて見直しをする。

第8節 感染症に係る留意事項

感染症が発生している状況下での応援職員等の受入れについては、感染拡大防止の 観点から応援側、受援側の感染状況を踏まえ、慎重に判断する。また、応援職員等を受 入れる場合の留意事項については次のとおり。

- ア 十分な換気に努め、人と人との接触の低減を図り、密閉・密集・密接を避ける とともに、手洗い、うがい、咳エチケット、マスク着用等の基本的な感染予防対 策を徹底する。
- イ 応援要請にあたっては、本市における感染者発生状況等の情報を応援側の地方 公共団体等に提供する。また、受援開始後の日々の情報についても提供する。
- ウ 活動中の定期的な検温を実施してもらうなど、健康管理を徹底する。

6

第9節 災害時応援協定

大規模災害発生時に迅速かつ的確な災害対応を実施するため、災害時の人的・物的 応援に関する協定等を自治体、民間企業、各種団体等と次のとおり締結している。

≪災害時応援協定一覧≫

		可心及加化 見∥
分類	名 称	締結先
	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局
	神奈川県下消防相互応援協定	神奈川県下 24 市町
	災害時相互応援協定	神奈川県内各市町村、松本市、岐阜市、山
		形市、羽後町、大船渡市、藤岡市、富岡
		市、羽生市、春日部市、富士見市、藤枝
		市、江南市、津島市
自	湘南地区災害時職員相互派遣に	平塚市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒
自治体等	関する協定	川町、大磯町、二宮町
等	神奈川県湘南地域県政総合セン	茅ヶ崎市、寒川町、平塚市、大磯町、二宮
	ター管内5市3町1一部事務	町、秦野市、伊勢原市、秦野市伊勢原市環
	組合間に於ける一般廃棄物等の	境衛生組合
	処理に係る相互援助協定	
	神奈川県自治体病院災害時相互	神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、平
	応援に関する申し合わせ	塚市、小田原市、茅ヶ崎市、三浦市、大和
		市
	情報発信等に関する包括協定	ヤフー(株)
广	災害時における放送等に関する	(株)ジェイコム湘南・神奈川
上 報 等	協定	
- 寺	災害時等における放送協力に関	藤沢エフエム放送(株)
	する協定書	
₩	災害廃棄物等の処理に関する基	DOWA エコシステム(株)
災害廃棄物等	本協定書	
棄	地震等の災害時における災害廃	(株)藤沢市興業公社、(公社)神奈川県産業
等	棄物の処理等に関する協定	資源循環協会、藤沢市資源循環協同組合

分 類	名 称	締結先
物	災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定	(一社)藤沢市薬剤師会、(株)レンタルのニッケン藤沢営業所、小山(株)神奈川営業所、(一社)藤沢市商店会連合会、オーケー(株)、湖南とうきゅう、消費生活協同組合コープかながわ、相鉄ローゼン(株)、富士シティオ(株)、大和情報サービス(株)(湘南モールフィル)、(株)小田急百貨店藤沢店、(株)さいか屋藤沢店、(株)がイエー、(株)イトーヨーカ堂、国分(株)、さがみ農業協同組合、湘南青果(株)、湘南藤沢地方卸売市場関連事業者協会、日本マクドナルド(株)フランチャイジー(株)グッドイーティング、秋本食品(株)、藤沢市場青果卸協同組合、(有)池田商会、神奈川県石油業協同組合藤沢支部、(公社)神奈川県LPガス協会湘南支部藤沢部会
物資等	災害用応急必需物資の調達に 関する協定	藤沢市ガス事業協同組合
	災害時応急生活物資の供給協 力に関する協定書	(株)クリエイトエス・ディー
	災害時応急手当物資供給等の 協力に関する協定	(株)エニー
	災害時における段ボール製品 の供給協力に関する協定	レンゴー (株)、神保段ボール (株)、Jパックス (株)
	災害時における情報通信端末 等の提供に関する協定書	(一社)日本電子機器補修協会
	災害時における避難所用簡易 間仕切りシステム等の供給に 関する協定書	NPO 法人ボランタリー・アーキテクツ・ネットワーク
	災害時における飲料水等の提 供に関する協定書	(株)アペックス

分 類	名称	締結先
	災害発生時の藤沢市域における被災者への救援物資の提供 等に係る地域貢献協定	コカ・コーラボトラーズジャパン (株)、ダイ ドードリンコ (株)、東京キリンビバレッジサ ービス (株)
	災害時における物資の提供お よび配送等に関する協定	三和石産(株)
	災害時における無線機の供給 協力等に関する協定書	三峰無線(株)
物	大規模災害時における消防職員等の食料供給に係る協定	(株)イトーヨー力堂
物資等	災害時応急生活物資供給等の 協力に関する協定	(株) ミスターマックス・ホールディングス
	災害時における物資の調達等 及び避難所としての施設使用 等の協力に関する協定	横浜丸中青果(株)湘南支社
	災害時における応急生活物資 供給及び避難所としての施設 使用等の協力に関する協定	中沢乳業(株)
	災害時におけるキャンピング カーの提供に関する協定	(株)ダイレクトカーズ
	災害時における応急対策の協 力に関する協定	(一社)神奈川県自動車整備振興会藤沢支部
	災害時における地域貢献に関 する協定	芙蓉観光(株)
その他	災害時における物資の調達・ 仕分け及び配送等に関する協 定	(株)ハマキョウレックス
	災害時における物資の受入及 び配送等に関する協定	福山通運(株)
	災害時における防災活動に関 する協定	イオン(株)藤沢店

分 類	名 称	締結先
	災害時における防災活動の支	(株)金沢工業
	援等に関する協定	
	災害時の相互支援協力に関す	テラスモール湘南(特定目的会社湘南辻堂イ
	る協定	ンベストメント)
	災害時の電力提供及びエネル	荏原環境プラント(株)
	ギー地産地消実証事業への協	
	力に関する協定書	
	大規模災害時等における隊友	(公社)隊友会神奈川県隊友会湘南支部
	会の支援協力に関する協定書	
	災害時における情報収集及び	(一社)神奈川県タクシー協会相模支部藤沢
	被災者等搬送の協力に関する	地区会、細野運送(株)細野民間救急車
	協定	
	建築物の耐震改修の促進及び 震災時の協力に係る連携協定	(公社)日本建築家協会、(一社)神奈川県建 築士会、(一社)神奈川県建築士事務所協会
	展及時の励力に示る建設励定	宋工云 、 (位)仲示川宗廷朱工争物別励云
その	<u></u>	
他	協定	協同組合、湘南電業協会、藤沢市電設協会
	災害応急復旧の協力に関する	神奈川土建一般労働組合湘南支部湘南建設組
	協定書	合
	公園・みどりの広場・緑地等	藤沢市緑化事業協同組合
	に関する災害応急措置の協力	
	に関する協定	
	災害時等における無人航空機	(一社)藤沢市建設業協会
	を活用した支援活動に関する	
	協定書	
	災害救助犬の出動に関する協	NPO法人救助犬訓練士協会
	定	11 A 15 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	災害時における障がい者の緊	社会福祉法人藤沢育成会
	急受入に関する協定	
	災害時等における要援護高齢	社会福祉法人喜寿福祉会のほか18法人
	者の緊急受入に関する協定	

分 類	名 称	締結先
	災害時における藤沢市内特別 郵便局・藤沢市間の協力に関 する覚書	藤沢市内特定郵便局(26 対象)
	災害時における入浴支援等に 関する協定書	神奈川県公衆浴場業生活衛生同業組合藤沢浴場組合
	災害時における霊柩自動車・ 棺等葬祭用品の供給等の協力 に関する協定	神奈川県葬祭業協同組合、藤沢市葬祭業組合、(一社)全国霊柩自動車協会
	災害時の動物救護活動に関す る協定	藤沢市獣医師会
	災害等における物資の輸送等 に関する協定	(一社)神奈川県トラック協会
	災害用非常無線通信の協力に 関する協定	藤沢市アマチュア無線非常通信協力会
その他	藤沢市災害救援ボランティア センターに関する協定書	社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会、NPO法 人藤沢災害救援ボランティアネットワーク (以下、「FSV ネット」という。)
	災害対応準備及び災害救援の 共同活動に関する藤沢市と米 海軍厚木航空施設司令部との	在日米海軍厚木航空施設司令部
	覚書 災害時における電動車両等の	東日本三菱自動車販売(株)
	支援に関する協定	三菱自動車工業(株)
	災害時における地域支援の協 力に関する協定	株式会社ジェイコム湘南・神奈川 湘南・鎌倉局長
	災害時における施設の使用等 に関する協定書	大和ハウスリアルティマネジメント(株) (株)ミスターマックス・ホールディングス
	災害時におけるキッチンカー による炊き出しの実施等に関 する協定	藤沢市キッチンカー事業者連絡協議会
	災害時避難場所等に係る情報 の提供に関する協定	(株)バカン

第2章 人的応援の受援体制

第1節 人的応援の基本的な枠組

1. 応援の枠組と種類

人的応援は、国、地方公共団体、民間企業、ボランティアなど各種団体等から、 様々な制度・枠組に基づいて行われる。これらの人的応援の基本的な枠組と応援の種 類は次のとおりとなっている。

≪人的応援の枠組と種類≫

枠組	応援の種類		
藤沢市	• 市町村相互応援協定や民間企業等との協定に基づく応援		
神奈川県	• 県内市町村相互応援に関する協定に基づく応援		
	・都道府県間相互の応援協定に関する協定や民間企業等との協		
	定に基づく応援		
全国自治体	• 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定に基		
	づく応援(全国知事会の調整)		
	・全国市長会、全国町村会の調整による応援		
	• 指定都市市長会の調整による応援		
	・ 応急対策職員派遣制度による応援		
国等	• 自衛隊災害派遣(防衛省)		
	• 緊急消防援助隊(総務省消防庁)		
	• 警察災害派遣隊(警察庁)		
	• TEC-FORCE(国土交通省)		
	• DMAT(厚生労働省)		
	• DPAT(厚生労働省)		
	• D.Waste-Net(環境省)		
	• JMAT(日本医師会)		
	• 日本水道協会		
	•日本下水道協会 など		
その他	• 自主的な応援		

2. 地方公共団体等による応援

地方公共団体による応援については、同一都道府県内、友好都市間、地域ブロック内、全国知事会等において締結している災害時相互応援協定等に基づく応援のほか、 水道施設や下水道施設の応急復旧に係る応援等、あらかじめ定められたルール等に基づく応援がある。また、民間企業等と締結した応援協定に基づく応援もある。

3. 応急対策職員派遣制度による応援

被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは、被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することができない規模の災害が発生した場合に、 被災都道府県以外の地方公共団体から応援職員を派遣する制度。本制度の基本的な流れは次のとおり。

ア 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援(第1段階支援) 本市が被災した場合、神奈川県に対して応援職員の必要性について連絡をする。

神奈川県は、県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは対応が困難である場合に、被災地域ブロック幹事都道府県及び総務省に対して連絡をする。これにより、被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体による応援職員の派遣について、「被災市区町村応援職員確保現地調整会議」にて検討され、同会議が収集した本市に関する情報等を「被災市区町村応援職員確保調整本部」に報告し、同本部において対口支援団体が決定される。

対口支援団体は、都道府県又は指定都市を原則として1対1で本市に割り当て られる。

- イ 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援(第2段階支援) 被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体による応援職員の派遣(第1段 階支援)だけでは対応が困難な場合、全国の地方公共団体による追加の応援職員 の派遣の調整が実施される。
- ウ 被災市区町村が行う災害マネジメントの支援(「総括支援チーム」の派遣)

本市が被災した場合、神奈川県を通じて「被災市区町村応援職員確保調整本部」(設置前にあっては総務省)に対し、「総括支援チーム」の派遣を要請する。 同本部において、「総括支援チーム」の派遣団体が決定される。

4. 国等による応援

国等により、あらかじめ定められたルール等に基づく主な応援は次のとおり。

ア 自衛隊災害派遣(防衛省)

自衛隊法第83条に基づき、自然災害をはじめとする各種災害が発生し、当該地域や自治体の保有する防災・災害救助の能力だけでは十分な対応ができないときに活動が行われる。大きく「災害派遣」「地震防災派遣」「原子力災害派遣」が定められている。このうち「災害派遣」の主な活動内容は次のとおり。

- 搜索救助
- ・ 水防活動(土のう作成、運搬等)
- 応急医療、防疫
- 炊飯、給水、入浴支援等
- 人員や物資の輸送

イ 緊急消防援助隊(総務省消防庁)

大規模災害や特殊災害が発生し、被災地の消防力だけでは対処できない場合に、 市町村長、都道府県知事、消防庁長官の要請により出動し、現地で都道府県単位 の部隊編成がされた後、災害活動が行われる。主な活動内容は次のとおり。

- 大規模火災発生時の延焼防止等消火活動
- 要救助者の検索、救助活動
- 高度救命用資機材による救急活動
- ・ 消防防災ヘリコプターによる消防活動
- 毒劇物等災害、大規模危険物災害等の消防活動
- 水難救助隊、遠距離送水隊等による活動

ウ 警察災害派遣隊(警察庁)

大規模災害発生時に各都道府県警から被災地に部隊が派遣され、災害対処が行われる。災害発生直後に派遣される即応部隊(広域緊急援助隊、広域警察航空隊、

機動警察通信隊、緊急災害警備隊)と、一定期間経過後に派遣される一般部隊(特別警備部隊、特別生活安全部隊、特別交通部隊、特別自動車警ら部隊、特別機動捜査部隊、身元確認支援部隊、情報通信支援部隊、支援対策部隊)がある。派遣後は被災県警察の長の指揮下に入る。主な活動内容は次のとおり。

- 情報の収集及び連絡
- 避難誘導
- 救出救助
- 検視、死体見分、遺体の引渡し
- 緊急交通路の確保
- 行方不明者の捜索
- ・ 治安の維持
- ・ 被災者等への情報伝達
- ・被災地における必要な通信の確保

工 TEC-FORCE (国土交通省)

緊急災害対策派遣隊。被災自治体が行う被災状況の把握、被害の拡大防止、早期復旧等に対する技術的な支援が行われる。主な活動内容は次のとおり。

- ・ 災害対策用ヘリコプターによる被災状況調査
- ・市町村へのリエゾン派遣
- 被災状況の把握
- Ku-SAT(衛星小型画像伝送装置)による監視体制確保
- 自治体への技術的助言
- ・排水ポンプ車による緊急排水
- 捜索活動への技術的助言

才 DMAT (厚生労働省)

災害派遣医療チーム。医師、看護師、業務調整員(医師・看護師以外の医療職及び事務職員)で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、 急性期(概ね 48 時間以内)から活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム。主な活動内容は次のとおり。

- 災害現場でのトリアージ、緊急治療等(現場活動)
- 被災地内での患者搬送及び搬送中の診療等(域内搬送)
- 被災地内の災害拠点病院でのトリアージ、診療等(病院支援)
- ・被災地内での対応が困難な重症患者の被災地外への搬送のためのトリアージ及

び搬送中の診療等並びに広域搬送拠点臨時医療施設における活動(広域医療搬送)

カ DPAT (厚生労働省)

災害派遣精神医療チーム。被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネージメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援が行われる。精神科医師、看護師、業務調整員で構成され、急性期(概ね 48 時間以内)から活動できる専門的な研修、訓練を受けた医療チーム。主な活動内容は次のとおり。

- 精神科医療の提供
- 精神保健活動への専門的支援
- ・被災した医療機関への専門的支援(患者避難への支援を含む)
- 支援者(地域の医療従事者、救急隊員、自治体職員等)への専門的支援

キ D.Waste-Net (環境省)

災害廃棄物処理支援ネットワーク。被災自治体に専門家や技術者が派遣される ほか、ごみ収集車や作業員が派遣される。研究・専門機関、一般廃棄物関係団体、 廃棄物処理関係団体、建設業関係団体、輸送等関係団体で構成されている。主な 活動内容は次のとおり。

- 処理困難物対応等に関する現地支援
- ・ 災害廃棄物の収集、運搬、処理に関する現地支援
- 被災状況等の情報及び災害廃棄物の推計
- ・災害廃棄物処理の管理・運営体制の構築

ク JMAT (日本医師会)

日本医師会災害医療チーム。被災地外の都道府県医師会ごとにチームを編成し、被災地の医師会からの要請に基づいて派遣が行われる。DMAT の撤退後を引き継ぐように、避難所等における医療・健康管理、病院・診療所への支援が行われる。主な活動内容は次のとおり。

- 医療支援と健康管理
- 公衆衛生支援
- 被災地医師会支援
- 検視、検案支援

ケー日本水道協会

大規模災害発生時に、被災水道事業体、日本水道協会本部、被災地方支部長、被 災都道府県支部長等で構成され、水道給水対策本部が設置されるなど、水道の早 期復旧を目的とした応援が行われる。主な活動内容は次のとおり。

- 応急給水活動(給水車の派遣)
- 応急復旧活動(応急復旧に従事する職員の派遣等)
- 技術的支援(施設の復旧等に関わる技術的助言に関する支援)
- ・応急給水、応急復旧に必要な物資、資機材等の提供

コ 日本下水道協会

下水道施設が被災した際に、被災した自治体単独では対応が困難な場合、都道 府県を超える広域的な応援が必要になる。下水道の機能を維持するため、「下水道 事業における災害時支援に関するルール」に基づき活動が行われる。主な活動内 容は次のとおり。

- ・応急復旧活動(応急復旧に従事する職員の派遣等)
- 技術的支援(施設の復旧等に関わる技術的助言に関する支援)
- 応急復旧に必要な物資、資機材等の提供

5. ボランティア等による応援

自主的な応援活動として、ボランティア等からの応援が行われる。

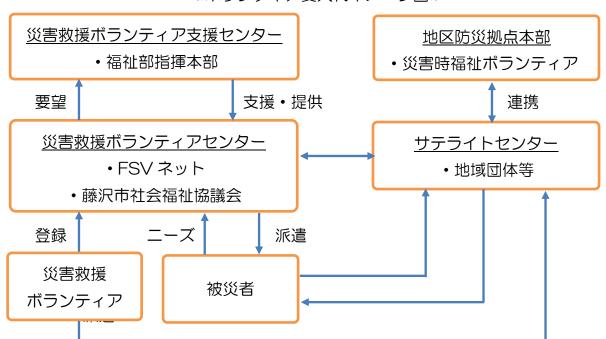
ア 災害救援ボランティア

福祉部指揮本部は、災害救援ボランティア支援センターを設置し、災害救援ボランティアセンターに必要な資機材等の準備をするとともに、活動の支援を行う。FSV ネット及び藤沢市社会福祉協議会は、市全体における総合的なボランティア対応を行う拠点として、災害救援ボランティアセンターを運営し被害状況や被災者のニーズを把握するとともに、災害救援ボランティアの受入れを行う。また、地区における被害の程度や地域の実情などを考慮し、必要に応じ地区防災拠点本部敷地内にサテライトセンターを設置し、地区の拠点として災害救援ボランティアの受入れを行う。ボランティア活動の例としては、避難所でのお手伝い、家の片付け、ペットの世話、配食サービスなどがある。

イ 災害時福祉ボランティア

最寄り又は希望する市民センター・公民館(福祉避難所(一次))に参集する こととし、各地区防災拠点本部で受入れ、活動調整等を行う。

災害時福祉ボランティアは、保健福祉や語学(通訳)の分野で資格や実務経験があり、福祉避難所(一次)での活動を想定している。



≪ボランティア受入れイメージ図≫

第2節 受援体制の整備

1. 受援担当者の設置

災害時における庁内全体の受援に関するとりまとめなどを行う「庁内全体の受援担当者」及び、各指揮本部等において「庁内全体の受援担当者」と調整等を行う「受援担当者」を次のとおり設置する。

≪受援担当者≫

分類	指揮本部等	区分	担当課・職名等	連絡先(内線)
全庁体内	企画政策部 指揮本部	責任者	企画政策課 主幹	2173
体内		担当者	企画政策課 主査	2172
	災害対策	責任者	防犯交通安全課 課長補佐	2531
	本部事務局	担当者	防犯交通安全課 防犯担当上級主査	2531
	総務部	責任者	行政総務課 課長	2210
	指揮本部	担当者	行政総務課 総務担当	2211
	月→3夕☆♬	責任者	税制課 主幹	2311
	財務部 指揮本部	担当者	税制課 課長補佐または上級主査・主 査	2311
各指揮本部等の受援担当者	市民自治部指揮本部	責任者	市民相談情報課 課長	2570
揮木		担当者	市民相談情報課 広聴・相談担当主査	2577
部等	生涯学習部 指揮本部	責任者	生涯学習総務課 課長	5310
も の 1		担当者	生涯学習総務課 総務担当課長補佐	5311
) 接	福祉部 指揮本部	責任者	福祉総務課 課長	3111
担 当		担当者	福祉総務課 主幹・課長補佐	3111
者	健康医療部 (保健所) 指揮本部	責任者	地域医療推進課 課長	7130
		担当者	地域医療推進課 庶務担当	7131
	子ども青少年	責任者	子育て企画課 総務・監査担当課長補佐	3811
	部指揮本部	担当者	子育て企画課 総務・監査担当主査	3811
	環境部	責任者	環境総務課 課長	3310
	指揮本部	担当者	環境総務課 総務・温暖化対策担当 主幹	3311

分類	指揮本部等	区分	担当課・職名等	連絡先
	経済部	責任者	産業労働課 課長	3410
	指揮本部	担当者	産業労働課 総務担当主査	3411
	計画建築部	責任者	建設総務課 課長	4110
	指揮本部	担当者	建設総務課 総務担当主査	4113
	都市整備部 指揮本部	責任者	都市整備課 主幹	4311
		担当者	都市整備課 総務担当主任	4311
	道路河川部	責任者	道路河川総務課 課長	4410
	指揮本部	担当者	道路河川総務課 台帳担当主査	4412
	下水道部	責任者	下水道総務課 AM推進担当主幹	4516
	指揮本部	担当者	下水道総務課 経理担当兼AM推進担 当主査	4515
各	市民病院指揮本部	責任者	病院総務課 施設担当課長補佐	6652
各指揮本部等の受援担当者		担当者	病院総務課 施設担当主査	6652
等	消防局 指揮本部	責任者	消防総務課 課長	8111
の 受		担当者	消防総務課 主任	8191
援扣	教育部 指揮本部	責任者	教育総務課 課長	5110
当老		担当者	教育総務課 主幹	5111
	行政委員会 指揮本部	責任者	議会事務局総務課 課長	5610
		担当者	議会事務局総務課 上級主査	5611
	六会地区	責任者	六会市民センター センター長	6257
	防災拠点本部	担当者	六会市民センター 防災担当	6257
	片瀬地区	責任者	片瀬市民センター センター長	6264
	防災拠点本部	担当者	片瀬市民センター 防災担当	6264
	明治地区	責任者	明治市民センター センター長	6271
	防災拠点本部	担当者	明治市民センター 防災担当	6271
	御所見地区	責任者	御所見市民センター センター長	6274
	防災拠点本部	担当者	御所見市民センター 防災担当	6274
	遠藤地区	責任者	遠藤市民センター センター長	6277
	防災拠点本部	担当者	遠藤市民センター 防災担当	6277

分類	指揮本部等	区分	担当課・職名等	連絡先(内線)
	長後地区	責任者	長後市民センター センター長	6281
	防災拠点本部	担当者	長後市民センター 防災担当	6281
	辻堂地区	責任者	辻堂市民センター センター長	6284
	防災拠点本部	担当者	辻堂市民センター 防災担当	6284
夕	善行地区	責任者	善行市民センター センター長	6287
各指揮本部等の受援担当者	防災拠点本部	担当者	善行市民センター 防災担当	6287
埋	湘南大庭地区 防災拠点本部	責任者	湘南大庭市民センター センター長	6291
 等 		担当者	湘南大庭市民センター 防災担当	6291
の 受	湘南台地区 防災拠点本部	責任者	湘南台市民センター センター長	6294
援坍		担当者	湘南台市民センター 防災担当	6294
当	鵠沼地区 防災拠点本部	責任者	鵠沼市民センター センター長	6297
18		担当者	鵠沼市民センター 防災担当	6297
	藤沢地区	責任者	藤沢公民館 館長	6737
	防災拠点本部	担当者	藤沢公民館 防災担当	6737
	村岡地区	責任者	村岡公民館 館長	6747
	防災拠点本部	担当者	村岡公民館 防災担当	6747

≪神奈川県の連絡窓□≫

分類	班名	区分	担当部署•役職	連絡先
神奈	市町村	班長	くらし安全交通課長	045 005 0075
川県	応援班	副班長	くらし安全交通課副課長	045-285-0875

2. 受援担当者の役割

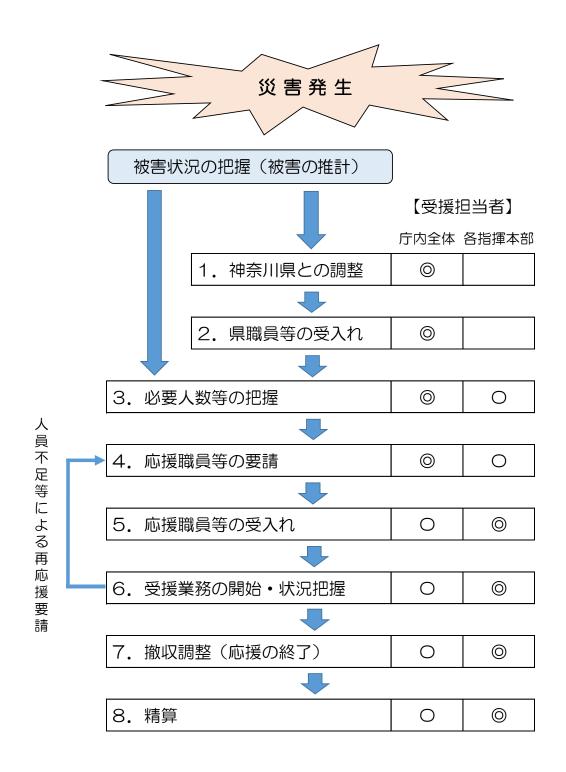
受援担当者の主な役割は次のとおり。

≪受援担当者の主な役割≫

分類	主な役割			
	・各指揮本部等におけるニーズのとりまとめ			
	• 神奈川県や応援職員等派遣機関への要請			
庁内全体の	・神奈川県や応援職員等派遣機関との調整			
受援担当者	・各指揮本部等の受援担当者との調整			
	・各指揮本部等の受援状況のとりまとめ			
	・受援に関する庁内全体の調整			
	各受援課等におけるニーズのとりまとめ			
各指揮本部の	• 庁内全体の受援担当者との調整			
受援担当者	・各受援課等の受援状況のとりまとめ、サポート等			
	• 各受援課等との調整			

第3節 人的応援の受入れに関する基本的な流れ

応援職員等の受入れに関する基本的な流れは次のとおり。



1. 神奈川県との調整【庁内全体】

- ア 庁内全体の受援担当者は、被災状況や職員の参集状況などを踏まえ、神奈川県 (派遣されているリエゾンも含む)に対し、応援の必要性を伝え、必要となる応 援の内容と応援規模等を相談する。
- イ 応援職員等の要請や災害マネジメントについて不安のある場合は、神奈川県と 調整の上、それらに関して知見のある県職員や応急対策職員派遣制度に基づいた 総括支援チームの派遣を要請する。

2. 県職員等の受入れ【庁内全体】

庁内全体の受援担当者は、県職員等の受入れにあたって必要となる執務スペースを確保し、受入れ環境を準備する。

3. 必要人数等の把握【庁内全体(各指揮本部)】

- ア 庁内全体の受援担当者は、必要に応じて県職員等の助言等を受けながら、各指揮本部の受援担当者に対し、応援側に求める業務内容等と必要人数(正確な値を求めることが困難な場合は、その時点で必要と考えられる大まかな人数)を整理するよう依頼する。
- イ 各指揮本部の受援担当者は、受援対象業務シートの「応援職員等の求める職種・ 資格・人数の考え方」等を参考に、庁内で動員できる職員等も考慮して必要な応 援人数を見積もる。

|4. 応援職員等の要請【庁内全体(各指揮本部)】|

- ア 庁内全体の受援担当者は、各指揮本部の受援担当者に応援が必要な業務内容と 人数等を確認する。
- イ 庁内全体の受援担当者は、応援が必要な業務内容等と人数を取りまとめ、災害 対策本部長の承認のもと、県や協定締結団体等に応援職員等の派遣を要請する。 なお、あらかじめ定められたルール等に基づき各指揮本部の受援担当者が直接要 請を行う場合には、庁内全体の受援担当者と情報共有を行う。
- ウ 要請にあたっては、道路の通行止めや鉄道の運行状況等、応援職員等が活動拠 点に到着するにあたり必要な情報について提供する。

5. 応援職員等の受入れ【各指揮本部(庁内全体)】

ア 各指揮本部の受援担当者は、応援職員等が円滑に活動できるよう事前に受援対象業務シートで定めている執務スペース、資機材、被災地の地図、各種マニュ

アル等を準備する。

- イ 各指揮本部の受援担当者は、応援職員等を受入れる際には庁内全体の受援担当 者と情報共有を行う。
- ウ 応援職員等が到着した際、最初の打合せにおいて、被災地の状況や業務内容等 を受援対象業務シートなども活用しながら説明する。

6. 受援業務の開始・状況把握【各指揮本部(庁内全体)】

- ア 各指揮本部の受援担当者は、応援職員等と業務を始めるにあたり、業務を円滑に進めるため、業務の実施方針や見通しについて調整を行う機会を設けるなど状況認識の統一を図るよう努める。
- イ 各指揮本部の受援担当者は、応援職員等と定期的に打合せを行い、災害対策本 部における方針や指示を伝え情報共有を図るとともに、応援職員等による活動状 況などを確認し、必要に応じて改善に努める。

7. 撤収調整(応援の終了)【各指揮本部(庁内全体)】

各指揮本部の受援担当者は、受援業務の進捗状況を踏まえて、応援の終了時期を検討した上で、応援職員等と協議し相互の了解のもとで応援の終了時期を決定する。応援の終了を決定する場合は、庁内全体の受援担当者と情報共有を行う。

8. 精算【各指揮本部(庁内全体)】

関係機関等と調整のうえ、実費・弁償の手続を行う。

≪受援体制イメージ図≫

応援要請 災害対策本部 ・自治体間協定に基づく応援要請 (本部事務局、企画政策部指揮本部) ・応援機関からの自主的な応援 ・応援機関との調整 • 各指揮本部との調整 応援職員等派遣 先遣隊派遣 顺 応援要請 応援職員等割当 援 受援状況報告 受援の全体調整 職 員 等 各指揮本部 応援要請 派 ・ 受援状況のとりまとめ 遣 • 応援要請 ・各指揮本部独自協定に基づく応 機 援要請 応援要請 応援職員等の 関 ・消防、医療救護などの専門分野 割当、調整 別の独自体制による受援 各受援課 応援職員等派遣 ・ 応援職員等の受入、指揮 先遣隊派遣

第4節 受援対象業務

1. 受援対象業務の選定

受援対象業務については、「災害時職員行動マニュアル」で定めた業務の中から、4 日目以降も継続して実施することが想定され、かつ必要な人員が不足すると考えられる35業務を選定した。

2. 受援対象業務及びタイムライン

各指揮本部等における受援対象業務及び、応援職員等の受入れのタイムラインは次のとおり。

≪受援対象業務及びタイムライン一覧≫

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
NO.	指揮本部等	業務 番号	応急対応期 4日目~	復旧期 1週間目〜1か月
1		防一1	地震情報・津波情報	・被害情報の把握
2	災害対策本部事務局	防一2	第2回災害対策本部	会議以降(運営)
3		防一3	地区防災拠点本部の	舌動の調整
4	災害対策本部事務局 (地区防災拠点本部)	防一4	指定避難所の開設と	運営
5		防一5	罹災証明書発行	
6	総務部指揮本部	総一1	災害対応時の職員の1 び配分 >	食料、飲料水の確保及

NO.	指揮本部等	業務 番号	応急対応期 復旧期 4日目~ 1週間目~1か月	
7	総務部指揮本部	総一2	災害対応時の職員への支援(衛生管理、 勤怠管理)	\rightarrow
8		財一1	資機材等の調達及び賃借 >	\rightarrow
9	財務部指揮本部	財-2	食料・生活物資の調達・仕分け・配送 >	\rightarrow
			建物に関する被害調査①(被害家屋調査)	
10		財一3	② (再調査)	→
11		市一1	要配慮者(外国人)支援	$\bigcup_{i=1}^{n}$
12	市民自治部指揮本部	市-2	応急給水	→
13		市-3	臨時市民相談室の開設及び相談	
14		福一1	要配慮者(高齢者、障がい者等)支援	\rightarrow
15		福-2	遺体の処置(遺体安置所の開設)及び埋火葬	#o#
16	· 福祉部指揮本部	福一3	法律に基づく災害弔慰金の支払い及び災 害障がい見舞金の支給	
17		福一4	市条例に基づく災害弔慰金の支払い及び 災害見舞金の支給	\rightarrow

NO.	指揮本部等	業務 番号	応急対応期 復旧期 4日目~ 1週間目~1か月
18	福祉部指揮本部	福一5	被災者生活再建支援金の支給のための事 務手続き
19	他们 中 中 日 中 中 中	福一6	災害援護資金の貸付け(市民向け)
20		保一1	応急救護所の開設と運営
21		保一2	要配慮者(難病患者、人工透析患者、精神疾患がある方、妊婦・乳幼児等)支援
22	健康医療部(保健所)指揮本部	保一3	医薬品等の確保
23		保一4	保健衛生対策及び防疫活動
24		保一5	被災者の精神的支援
25		環-1	し尿の処理
26		環-2	ごみの処理 >
27	環境部指揮本部	環-3	がれきの処理(災害廃棄物(がれき)の収集運搬)
28		環-4	がれきの処理(仮置場の運営)

NO.	指揮本部等	業務 番号	応急対応期 4日目~	復旧期 1週間目〜1か月
29	┰═┸ ╤ ┷╏┼╲┼╩╌┾╶┷╏	環-5	がれきの処理(倒壊領	家屋の解体撤去)
30	環境部指揮本部	環-6	がれきの処理(災害原 等作成補助) >	廃棄物処理実施計画
31		計一1	被災宅地危険度判定の	D実施
32		計 一 2	建築物応急危険度判定	(一般建築物)の実施
33	計画建築部指揮本部	計-3	応急仮設住宅の提供の	1)
34		計 一 4	応急仮設住宅の提供の	2)
35	道路河川部指揮本部	道一1	がれきの処理(道路	• 河川等)

第3章 物的応援の受援体制

第1節 物的応援の基本的な枠組

物的応援は、被災地からの要請により被災地外の地方公共団体や民間企業のほか、 国によるプッシュ型支援など様々な主体により行われる。これらの物的応援の基本的 な枠組と応援の種類は次のとおりとなっている。

≪物的応援の枠組と種類≫

枠組	応援の種類
藤沢市	・協定に基づく地方公共団体、民間企業等からの物資の確保
神奈川県	・協定に基づく地方公共団体、民間企業等からの備蓄物資の配
	送•提供
	・協定に基づく民間企業、団体等からの物資の確保
玉	・プッシュ型の物資の提供
その他	・(藤沢市薬剤師会) 災害時薬剤師活動マニュアルに基づく医
	薬品等の配送・提供
	• 自主的な物資の提供

第2節 物的応援の考え方

本市では、本市に及ぼす影響が最も大きい大正型関東地震発生時に「家屋の全壊・ 半壊・焼失のため指定避難所で生活することを余儀なくされ、かつ物資の確保が困難 な者」とされている177,438人を公的備蓄品交付対象者とし、災害発生から救 援物資等が到達するまでの3日間分について、食料や生活必需品などの備蓄を行って いる。また、薬事センターには5,000人×3日間分の医薬品等の備蓄を行ってい る。本計画では主に4日目以降の物資の調達及び物流について外部からの応援を受入 れる体制を整備する。

対象とする物資は国、都道府県、他市区町村、民間企業・団体等からの物資とし、個人からの小口物資については、適切に処理することが困難なことから、原則、受入れないこととする。

物資については単品梱包又は類似品種の梱包とするとともに、内容、商品名、数量、 賞味(消費)期限、提供団体(連絡先)、担当者(連絡先)等が分かるよう1箱ごとに ラベル表示するよう応援側に依頼する。

≪ラベルのイメージ≫

			() () () () () () () () () () () () () (
内		容	
商	品	名	
数		量	
賞味	(消費)	期限	
提供	団体(連	絡先)	
担当	者(連絡	5先)	
備		考	

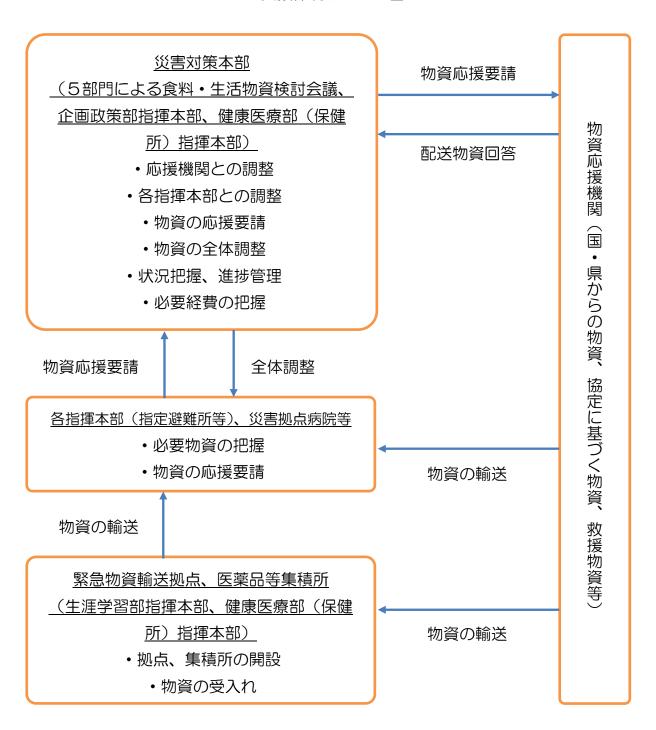
第3節 各指揮本部の主な役割

財務部指揮本部を庁内全体の調整部門として、総務部指揮本部、市民自治部指揮本部、生涯学習部指揮本部、経済部指揮本部の5部門による「食料・生活物資検討会議」を開催し、物的応援の受援体制を整備する。健康医療部(保健所)指揮本部は医薬品、衛生用品等の調達、搬送等に関する受援体制を整備する。物的応援の受入れに係る各指揮本部の主な役割は次のとおり。

≪各指揮本部の主な役割≫

指揮本部名				
総務部 指揮本部	・職員の食料、飲料水の確保に関すること			
企画政策部 指揮本部	• 他の地方公共団体等への応援要請に関すること			
財務部指揮本部	・物資の受入れの総合調整に関すること・物資の状況把握、進捗管理・物資の輸送に関すること・必要経費の把握			
市民自治部指揮本部	・物資の配分の支援に関すること			
生涯学習部 指揮本部	・緊急物資輸送拠点の開設に関すること ・物資の配分に関すること ・物資の要請、受入れに関すること			
経済部 指揮本部	・物資の調達に関すること			
健康医療部 (保健所) 指揮本部	・医薬品、衛生材料等の調達、輸送等に関すること			

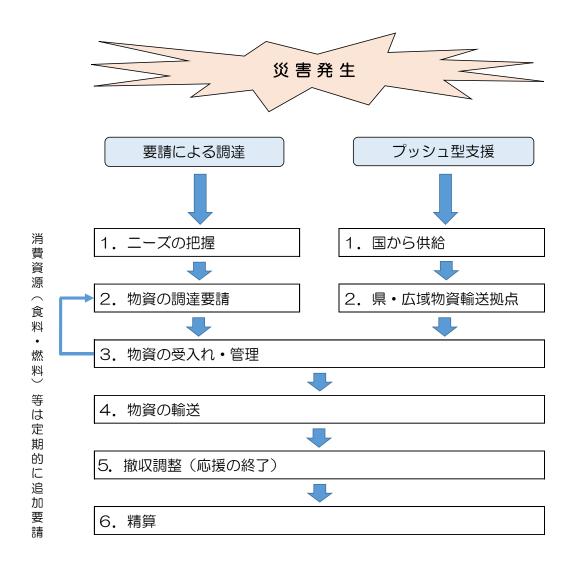
≪受援体制イメージ図≫



第4節 物的応援の受入れに関する基本的な流れ

1. 基本的な流れ

物資の受入れに関する基本的な流れは次のとおり。



2. 要請による調達

1. ニーズの把握

- ア 地区防災拠点本部は、指定避難所の開設状況や市民の避難状況(在宅被災者含む)及び、指定避難所への物資の供給状況を取りまとめ、市民自治部指揮本部へ報告をする。
- イ 市民自治部指揮本部は、各地区防災拠点本部の報告を取りまとめ、財務部指揮 本部に報告する。
- ウ 総務部指揮本部は、災害対応に従事する職員への物資の供給状況を取りまとめ、 財務部指揮本部に報告する。
- エ 健康医療部(保健所)指揮本部は、災害拠点病院等における医薬品等の供給状況を把握する。

2. 物資の調達要請

- ア 経済部指揮本部は、財務部指揮本部と調整の上、国等からのプッシュ型支援による物資の状況及び市が保有している備蓄物資の状況等を勘案した上で、物資の応援要請が必要と判断した場合、物資供給に関する協定に基づき、物資の提供を要請する。その際、必要な物資の内容・物資量・輸送先・必要な時期について、協定に定められた様式等により伝達する。
- イ 経済部指揮本部は、物資供給に関する協定に基づく物資提供の要請状況を勘案 した上で、さらに物資の応援要請が必要と判断した場合、企画政策部指揮本部に 対して要請を行う。
- ウ 企画政策部指揮本部は、経済部指揮本部からの要請を受け、災害時相互応援協 定に基づき、地方公共団体等に対して物資の提供を要請する。その際、必要な物 資の内容・物資量・輸送先・必要な時期について伝達する。
- エ 生涯学習部指揮本部は、さらに物資が不足すると判断した場合、ホームページ 等の活用やテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関の協力を得て、救援物資の要請を 行う。
- オ 健康医療部(保健所)指揮本部は、国等からのプッシュ型支援による医薬品等の状況及び薬事

センターに備蓄している医薬品等の状況等を勘案した上で、医薬品等の応援要請が必要と判断した場合、市内の薬局で保管している医薬品等(市販薬含む)の確保状況を薬剤師会に確認するとともに、物資供給に関する協定に基づき、医薬品等の提供を要請する。さらに医薬品等が不足すると判断した場合、「災害時薬剤師活動マニュアル」に基づき、県に医薬品等の提供を要請する。

3. 物資の受入れ・管理

ア 本市では、物資の集積及び配分のための輸送拠点及び医薬品等の集積所として 次の施設を指定している。

≪緊急物資輸送拠点≫

協定に基づく	• 福山通運株式会社藤沢支店
輸送拠点	• 株式会社ハマキョウレックス関東支社
南緊急物資	,孙八克司会体态领
輸送拠点	• 秩父宮記念体育館

≪医薬品集積所≫

南集積所	• 医師会館
北集積所	保健医療センター

- イ 生涯学習部指揮本部は、被害の状況やプッシュ型支援の状況、不足物資の状況 などを勘案し、緊急物資輸送拠点として開設可能な施設の管理者に対して、開設 を依頼する。
- ウ 生涯学習部指揮本部は、緊急物資輸送拠点における物資の受入れ、在庫管理、 保管、仕分け、搬出、荷役等の管理を行う。必要な人員については、財務部指揮 本部に要請する。
- エ 財務部指揮本部は、生涯学習部指揮本部の要請に基づき、緊急物資輸送拠点に対し必要な人員を調整する。人員が不足する場合、応援職員等の派遣を要請するとともに、「災害時における物資の受入及び配送等に関する協定」及び「災害時における物資の調達・仕分け及び配送等に関する協定」に基づき、福山通運株式会社藤沢支店及び株式会社ハマキョウレックス関東支社に協力を要請する。
- オ 陸上輸送の受入れ・配分は、協定に基づく輸送拠点・南緊急物資輸送拠点で行う。
- カ 海上輸送の受入れは、湘南港で行う。なお、海上輸送によって受入れた救援物 資は、協定に基づく輸送拠点・南緊急物資輸送拠点に輸送し、分類して配分する。
- キ 航空輸送の受入れは、市指定の臨時ヘリポートで行う。なお、航空輸送によって受入れた救援物資は、協定に基づく輸送拠点・南緊急物資輸送拠点に輸送し、 分類して配分する。
- ク 健康医療部(保健所)指揮本部は、医師会及び薬剤師会と調整し、医薬品集積 所を開設する。

外部からの医薬品等の供給は、緊急物資輸送拠点に一旦運び込まれるが、薬剤

師が参集していない状況では医薬品等の仕分けが出来ないため、支援物資として の医薬品等は、保健医療センターに一括して搬送される。

薬事センターは、3日分の医薬品等が備蓄されているが、備蓄医薬品を医療機関等へ提供した後は、空きスペースとなることから、状況に応じて活用を検討する。

4. 物資の輸送

- ア 財務部指揮本部は、物資の輸送を行うにあたって、保有している公用車のみでは対応が困難な場合、「災害等における物資の輸送等に関する協定」に基づき、一般社団法人神奈川県トラック協会へ協力を要請する。
- イ 健康医療部(保健所)指揮本部で医薬品等の搬送を行うが、搬送車両については、財務部指揮本部に確保等を依頼する。

5. 撤収調整(応援の終了)

財務部指揮本部及び健康医療部(保健所)指揮本部は、市内業者等の営業状況に応じて、物資の調達・配分・輸送の委託化を行う。すべての委託化が実施された場合、緊急物資輸送拠点及び医薬品集積所を閉鎖する。

6. 精算

関係機関等と調整のうえ、実費・弁償の手続きを行う。

3. プッシュ型支援への対応

1. 国からの供給

国の「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」では、国は 県からの要請を待たずに、広域物資輸送拠点にプッシュ型により物資等を輸送することとしている。

2. 県・広域物資輸送拠点

- ア 「神奈川県災害時広域受援計画」では、物資等は、市町村の物資受入拠点(状況によっては指定避難所等)へ直接配送することとしている。
- イ 財務部指揮本部では、プッシュ型支援による物資等の内容・量・輸送先・時期 等について把握をする。

≪広域物資輸送拠点≫

パシフィコ横浜展示ホール
横浜アリーナ
中央卸売市場北部市場
神奈川県小田原合同庁舎
神奈川県総合防災センター

第4章 受援対象業務シート

応援の受入れが円滑にできるよう、受援対象業務ごとに受援対象業務シートをあらかじめ作成する。受援対象業務シートは、「応援要請に関する情報」、「受援体制に関する情報」、「業務実施に必要な項目」で構成する。

なお、災害時においては、災害の種類や被害状況等を踏まえ、応援職員等と協議し、 必要に応じて受援対象業務シートの内容の追加、変更等を行う。

≪受援対象	象業者	务シート≫		業務番	등		
指揮本部				課等			
対象業務					受力	人時期	
【応援要請は	二関す	る情報】					
業務の概要							
応援要請する 業務内容							
応援要請外	t		応援	職員等に求める	5職種・	資格・人	数の考え方
自治体							
民間企業							
ポランティア							
国							
自衛隊							
その他							
	協定総	帝結先				名	陈
自治体							
民間企業							
民間企業ポランティア							
ボランティア							
ボランティア							
ボランティア		応援者側					

	(主)		(副)	
指揮命令 担当者	連絡先		連絡先	
	(主)		(副)	
受入 担当者	連絡先		連絡先	
業務マニュ	アル等			
活動拠点				
現場(屋外)			
	に必要な項			
« ;	4通して必要とな	はる業務項目≫	≪個別で	で必要となる項目≫
応援要請				
受入準備				
応援受入				
受援実施				
応援終				

≪受援対象	象業務シート≫ NC). 1	業務番	号		防 — 1
指揮本部	災害対策本部事務局		課等	危機管	理課	
対象業務	対象業務 地震情報・津波情報・被害情報の打		把握	受之	入時期	4⊟目~

業務の概要	被害情報の収集
応援要請する 業務内容	災害に関する情報の収集及び伝達等

応援要請先		応援職員等に求める職種・資格・人数の考え方
自治体	0	
民間企業	0	
ボランティア		【人数の考え方】 【人数の考え方】 ・
国		被害情報収集に必要な職員数から、各指揮本部において情報収集を行う職員数を引いた人数
自衛隊		
その他		

	協定約	·····································	名称
自治体	0	• 神奈川県	• 応急対策職員派遣制度
民間企業	0	 (公社)隊友会 神奈 川県隊友会湘南支部 (一社)神奈川県タク シー協会相模支部 藤沢地区会、細野運 送(株)細野民間救急 車 	・大規模災害時等における隊友会の支援協力に関する協定書・災害時における情報収集及び被災者等搬送の協力に係る協定
国			

必要な	0	応援者側	応援職員用食料等
資機材等	0	市側	パソコン、机、椅子、無線機、用紙、消耗品等

指揮命令	(主)	危機管理課長	(副)	危機管理課課長補佐
担当者	連絡先	内線2431	連絡先	内線2432~2434
受入	(主)	危機管理課上級主査	(副)	危機管理課主任
担当者	連絡先	内線2432~2434	連絡先	内線2432~2434

業務マニュアル等	・災害時職員行動マニュアル
----------	---------------

活動拠点	災害対策本部室、地区防災拠点本部
現場(屋外)	被災した地域

	≪共通して必要となる業務項目≫	≪個別で必要となる項目≫
応援要請	 ・応援要請業務の必要性の判断・決定 ・応援要請する人数・期間の決定 ・応援要請→各指揮本部の受援担当者へ報告(または各指揮本部の受援担当者へ応援要請) ・応援要請先との連絡調整 	
受入準備	・必要な資機材の確保 ・活動拠点の確保 ・業務マニュアル等の確認	
応援受入	・応援職員等の受付・災害補償等の確認・名簿等の作成・応援依頼内容の伝達・被害状況の伝達	
受援実施	業務分担応援職員等と情報共有(会議等)業務実施状況の確認業務の引継ぎ	
応援終了	・応援者等との調整・各指揮本部の受援担当者と調整・報告・応援終了の判断・通常体制への移行・応援にかかる費用負担	

≪受援対象	象業務シート≫ NO. 2	業務番	号		防 — 2
指揮本部	災害対策本部事務局	課等	危機管	理課	
対象業務	【勤務時間内】第2回災害対策本部会議以 (勤務時間外第3回災害対策本部会議を兼		受	入時期	4⊟目~

業務の概要	災害対策本部運営
応援要請する 業務内容	災害対策本部の運営に係るマネジメント及び関係機関との連携等

応援要請先		応援職員等に求める職種・資格・人数の考え方
自治体	0	
民間企業		【応援職員に求める職種・資格】
ボランティア		災害対応に関する知見を有し、地方公共団体での経験を有するもの。
国		【人数の考え方】 総括支援を行うチームの構成人数として、3~5人程度。
自衛隊		
その他		

	協定約	帝結先	名称
自治体	0	• 神奈川県	• 応急対策職員派遣制度
民間企業			
ボランティア			
国			
その他			

必要な 資機材等	0	応援者側	応援職員用食料等
	0	市側	パソコン、筆記用具、机、椅子、消耗品等

指揮命令	(主)	危機管理課長	(副)	危機管理課課長補佐
担当者	連絡先	内線2431	連絡先	内線2432~2434
受入	(主)	危機管理課上級主査	(副)	危機管理課主任
担当者	連絡先	内線2432~2434	連絡先	内線2432~2434

業務マニュアル等	災害対応チェックリスト、地域防災計画、災害時職員行動マニュアル
----------	---------------------------------

活動拠点	災害対策本部室•本庁舎7階7-1会議室•会議室兼災害時職員控室
現場(屋外)	

	≪共通して必要となる業務項目≫	≪個別で必要となる項目≫
応援要請	 ・応援要請業務の必要性の判断・決定 ・応援要請する人数・期間の決定 ・応援要請→各指揮本部の受援担当者へ報告(または各指揮本部の受援担当者へ応援要請) ・応援要請先との連絡調整 	
受入準備	・必要な資機材の確保・活動拠点の確保・業務マニュアル等の確認	
応援受入	・応援職員等の受付・災害補償等の確認・名簿等の作成・応援依頼内容の伝達・被害状況の伝達	
受援実施	業務分担応援職員等と情報共有(会議等)業務実施状況の確認業務の引継ぎ	
応援終了	・応援者等との調整・各指揮本部の受援担当者と調整・報告・応援終了の判断・通常体制への移行・応援にかかる費用負担	

≪受援対	象業務シート≫ NO.3	業務番	号		防 — 3	
指揮本部	指揮本部 災害対策本部事務局			危機管理課(各市民センター・公民館)		
対象業務	地区防災拠点本部の活動の調整		受	入時期	4⊟目~	

業務の概要	地区防災拠点本部の運営に係る包括的業務
応援要請する 業務内容	指定避難所等との連絡調整及び情報集約、臨時応急救護所の開設支援、福祉避難所の開設、要配慮者への対応、臨時市民相談室の開設及び運営、ボランティア支援、サテライトセンターの環境整備等、地区防災拠点本部の運営に係る包括的業務。

応援要請先		応援職員等に求める職種・資格・人数の考え方
自治体	0	
民間企業		【人数の考え方】
ボランティア	0	地区防災拠点本部に必要な職員数から、本市で地区防災拠点本部に参集した職員数及び動員できる職員数を引いて、応援職員数を算出。
国		【応援職員等に求める職種・資格】 ・福祉避難所の開設に係る業務
自衛隊		福祉関係資格・・・要配慮者の支援、相談
その他	0	

協定締結先			名称
自治体	0	・茅ヶ崎市ほか ・神奈川県 ・神奈川県内各市町 村、松本市ほか	・湘南地区災害時職員相互派遣に関する協定・応急対策職員派遣制度・災害時相互応援協定
民間企業			
ボランティア	0	・災害時福祉ボラン ティア登録者	・災害時福祉ボランティア
国			
その他			

必要な	0	応援者側	応援職員用食料等
資機材等	0	市側	パソコン、プリンター、地図、筆記用具、机、椅子、消耗品等

指揮命令	(主)	市民センター・公民館管理職①	(副)	市民センター・公民館管理職②
担当者	連絡先	市民センター・公民館	連絡先	市民センター・公民館
受入	(主)	防災担当者①	(副)	防災担当者②
担当者	連絡先	市民センター・公民館	連絡先	市民センター・公民館

 業務マニュアル等 	・災害救援ボランティアコーディネーターハンドブック、災害時職員行動マニュ アル
--------------------	--

活動拠点	1 3地区防災拠点本部
現場(屋外)	

	≪共通して必要となる業務項目≫	≪個別で必要となる項目≫
心援要請	 ・応援要請業務の必要性の判断・決定 ・応援要請する人数・期間の決定 ・応援要請→各指揮本部の受援担当者へ報告(または各指揮本部の受援担当者へ応援要請) ・応援要請先との連絡調整 	
受入準備	・必要な資機材の確保 ・活動拠点の確保 ・業務マニュアル等の確認	
応援受入	・応援職員等の受付・災害補償等の確認・名簿等の作成・応援依頼内容の伝達・被害状況の伝達	
受援実施	業務分担応援職員等と情報共有(会議等)業務実施状況の確認業務の引継ぎ	
応援終了	・応援者等との調整・各指揮本部の受援担当者と調整・報告・応援終了の判断・通常体制への移行・応援にかかる費用負担	

《受援対象	象業務シート≫ NO. 4	業務番	号		防 一 4
指揮本部	災害対策本部事務局 (地区防災拠点本部)	課等	危機管	理課(各	市民センター・公民館)
対象業務	指定避難所の開設と運営		受.	入時期	4⊟目~

業務の概要	指定避難所の運営に係る包括的業務
70.322013 2 0	避難者の受入れ、避難者の安全確保、指定避難所の秩序の維持、避難施設運営委員会への協力、食料や物資などの調整と配分など指定避難所の運営に係る包括的業務。

応援要請先		応援職員等に求める職種・資格・人数の考え方
自治体	0	
民間企業		
ボランティア	0	指定避難所に必要な職員数から、本市で指定避難所に参集した職員数及び動員で
国		きる職員数を引いて、応援職員数を算出。
自衛隊		
その他	0	

協定締結先			名称
自治体	0	・茅ヶ崎市ほか ・神奈川県 ・神奈川県内各市町 村、松本市ほか	・湘南地区災害時職員相互派遣に関する協定・応急対策職員派遣制度・災害時相互応援協定
民間企業	0	・ミスターマックス湘南藤沢 ショッピングセンター ・湘南モールフィル	・災害時における施設の使用等に関する協定書
ボランティア			
国			
その他			

○ 応援者側 応援職員用食料等 必要な		応援職員用食料等	
資機材等	0	市側	パソコン、地図、筆記用具、机、椅子、消耗品等

指揮命令	(主)	市民センター・公民館管理職①	(副)	市民センター・公民館管理職②
担当者	連絡先	市民センター・公民館	連絡先	市民センター・公民館
受入	(主)	防災担当者①	(副)	防災担当者②
担当者	連絡先	市民センター・公民館	連絡先	市民センター・公民館

業務マニュアル等	・避難施設運営マニュアル、避難施設運営マニュアル(ペット対策編)、水害避 難所基本ルールブック、感染症対策を踏まえた避難施設等開設運営マニュアル、
	災害時職員行動マニュアル

活動拠点	13地区防災拠点本部	
現場(屋外)	市内指定避難所(81か所)	

	≪共通して必要となる業務項目≫	≪個別で必要となる項目≫
応援要請	 ・応援要請業務の必要性の判断・決定 ・応援要請する人数・期間の決定 ・応援要請→各指揮本部の受援担当者へ報告(または各指揮本部の受援担当者へ応援要請) ・応援要請先との連絡調整 	
受入準備	・必要な資機材の確保・活動拠点の確保・業務マニュアル等の確認	
応援受入	・応援職員等の受付・災害補償等の確認・名簿等の作成・応援依頼内容の伝達・被害状況の伝達	
受援実施	業務分担応援職員等と情報共有(会議等)業務実施状況の確認業務の引継ぎ	
応援終了	・応援者等との調整・各指揮本部の受援担当者と調整・報告・応援終了の判断・通常体制への移行・応援にかかる費用負担	

≪受援対象	業務番	号		防 — 5	
指揮本部	災害対策本部事務局、地区防災拠点本部	課等	危機管	理課、各市	民センター・公民館
対象業務	罹災証明書発行		受	入時期	1週間~

業務の概要	罹災証明書の交付
応援要請する	被災者支援システムへの申請書記載内容入力、証明書の打ち出し、証明書の交付・発
業務内容	送、証明情報の確認等

応援要請先		応援職員等に求める職種・資格・人数の考え方			
自治体	0				
民間企業		【応援職員に求める職種・資格】			
ボランティア		1.1015 現場によめる現程・負化7 事務職 (災害対応において、罹災証明書発行業務の経験がある職員が好ましい。)			
围		【人数の考え方】			
自衛隊		・本部事務局、各地区防災拠点本部ともに、2〜4名程度。 			
その他					

協定締結先			名称
自治体	0	神奈川県内各市町村、松本市ほか神奈川県	災害時相互応援協定・応急対策職員派遣制度
民間企業			
ボランティア			
围			
その他			

必要な	0	応援者側	応援職員用食料等
資機材等	0	市側	パソコン、プリンター、用紙、改ざん防止用紙、机、椅子、 消耗品等

指揮命令	(主)	危機管理課:課長 地区防災拠点本部: 市民センター・公民館管理職①	(副)	危機管理課:課長補佐 地区防災拠点本部: 市民センター・公民館管理職②
担当者	連絡先	危機管理課:2431 地区防災拠点本部: 各市民センター・公民館	連絡先	危機管理課:2432~2434 地区防災拠点本部: 各市民センター・公民館
受入	(主)	危機管理課:罹災証明書主担当者 地区防災拠点本部:防災担当者①	(副)	危機管理課:罹災証明書副担当者地区防災拠点本部:防災担当者②
担当者	連絡先	危機管理課:2432~2434 地区防災拠点本部: 各市民センター・公民館	連絡先	危機管理課:2432~2434 地区防災拠点本部: 各市民センター・公民館

業務マニュアル等 ・被災者支援システム操作マニュアル、災害時職員行動マニュアル

活動拠点	危機管理課執務室·本庁舎7階7-1会議室·会議室兼災害時職員控室、地区防災拠点本部
現場(屋外)	

	≪共通して必要となる業務項目≫	≪個別で必要となる項目≫
応援要請	・応援要請業務の必要性の判断・決定・応援要請する人数・期間の決定・応援要請→各指揮本部の受援担当者へ報告(または各指揮本部の受援担当者へ応援要請)・応援要請先との連絡調整	
受入準備	・必要な資機材の確保・活動拠点の確保・業務マニュアル等の確認	
応援受入	・応援職員等の受付・災害補償等の確認・名簿等の作成・応援依頼内容の伝達・被害状況の伝達	
受援実施	業務分担応援職員等と情報共有(会議等)業務実施状況の確認業務の引継ぎ	
応援終了	・応援者等との調整・各指揮本部の受援担当者と調整・報告・応援終了の判断・通常体制への移行・応援にかかる費用負担	

≪受援対	象業務シート≫ NO. 6	業務番	号		総 — 1
指揮本部	課等	行政総務課、職員課等			
対象業務	災害対応時の職員の食料・飲料水の確保	呆及び分配	受	入時期	4⊟目~

業務の概要	災害対応時の職員の食料・飲料水の確保及び配分
応援要請する	災害対応時の職員の食料・飲料水の確保及び配分に係る事務、連絡調整、運搬(車両の
業務内容	運転を含む)等の作業

応援要請先		応援職員等に求める職種・資格・人数の考え方			
自治体	0				
民間企業					
ボランティア		大衆なに心西ち啼号数から、公声が応づきて啼号数ちさいて応極鳴号数を答け			
国		本業務に必要な職員数から、従事対応できる職員数を引いて応援職員数を算出。			
自衛隊	0				
その他					

	協定約	帝結先	名称
自治体	0	・茅ヶ崎市ほか ・神奈川県内各市町 村、松本市ほか	・湘南地区災害時職員相互派遣に関する協定・災害時相互応援協定
民間企業			
ボランティア			
围			
その他			

必要な	0	応援者側	(被災状況により)車両、応援職員用食料等
資機材等	0	市側	パソコン、地図、筆記用具、机、椅子、消耗品等

指揮命令	(主)	行政総務課長	(副)	行政総務課主幹
担当者	連絡先	内線2210	連絡先	内線2211
受入	(主)	行政総務課上級主査	(副)	行政総務課主査
担当者	連絡先	内線2211	連絡先	内線2211

業務マニュアル等 ・災害時職員行動マニュアル

活動拠点	総務部指揮本部内(本庁舎7階行政総務課執務室内)
現場(屋外)	市内指定避難所(81か所)他、市職員従事箇所

	≪共通して必要となる業務項目≫	≪個別で必要となる項目≫
応援要請	 ・応援要請業務の必要性の判断・決定 ・応援要請する人数・期間の決定 ・応援要請→各指揮本部の受援担当者へ報告(または各指揮本部の受援担当者へ応援要請) ・応援要請先との連絡調整 	
受入準備	・必要な資機材の確保・活動拠点の確保・業務マニュアル等の確認	
応援受入	・応援職員等の受付・災害補償等の確認・名簿等の作成・応援依頼内容の伝達・被害状況の伝達	
受援実施	業務分担応援職員等と情報共有(会議等)業務実施状況の確認業務の引継ぎ	
応援終了	・応援者等との調整・各指揮本部の受援担当者と調整・報告・応援終了の判断・通常体制への移行・応援にかかる費用負担	

≪受援対領	象業務シート≫ NO. 7	業務番	号		総 - 2
指揮本部	総務部指揮本部	課等	課等 職員課		
対象業務	災害対応時の職員への支援(衛生管理、勤	急管理)	受2	時期	4⊟目~

業務の概要	災害対応時の職員への支援(衛生管理、勤怠管理)
応援要請する 業務内容	災害対応時の職員への支援(衛生管理、勤怠管理)に係る事務、連絡調整

応援要請先		応援職員等に求める職種・資格・人数の考え方
自治体	0	
民間企業		
ボランティア		本業務に必要な職員数から、従事対応できる職員数を引いて応援職員数を算出。
国		被災状況に応じて、人事、労務並びに衛生管理に係る業務経験のある職員(保健師など)の派遣を求める場合がある。
自衛隊		
その他		

協定締結先			名称		
自治体	0	・茅ヶ崎市ほか ・神奈川県内各市町 村、松本市ほか	・湘南地区災害時職員相互派遣に関する協定・災害時相互応援協定		
民間企業					
ボランティア					
国					
その他					

必要な	0	応援者側	応援職員用食料等		
資機材等	0	市側	パソコン、地図、筆記用具、机、椅子、消耗品等		

指揮命令	(主)	職員課長	(副)	職員課主幹
担当者	連絡先	内線2250	連絡先	内線2251
受入	(主)	職員課上級主査	(副)	職員課主査
担当者	連絡先	内線2252	連絡先	内線2254

活動拠点	総務部指揮本部内(本庁舎7階職員課執務室)
現場(屋外)	市内指定避難所(81か所)他、市職員従事箇所

	≪共通して必要となる業務項目≫	≪個別で必要となる項目≫
応援要請	 ・応援要請業務の必要性の判断・決定 ・応援要請する人数・期間の決定 ・応援要請→各指揮本部の受援担当者へ報告(または各指揮本部の受援担当者へ施援要請) ・応援要請先との連絡調整 	
受入準備	・必要な資機材の確保・活動拠点の確保・業務マニュアル等の確認	
応援受入	・応援職員等の受付・災害補償等の確認・名簿等の作成・応援依頼内容の伝達・被害状況の伝達	
受援実施	業務分担・応援職員等と情報共有(会議等)業務実施状況の確認業務の引継ぎ	
応援終了	・応援者等との調整・各指揮本部の受援担当者と調整・報告・応援終了の判断・通常体制への移行・応援にかかる費用負担	

《受援対	業務番	潘号		財 一 1		
指揮本部	指揮本部財務部指揮本部			税制課		
対象業務	資機材等の調達及び賃借		受力	入時期	4⊟目~	

業務の概要	資機材等(救助資機材、応急復旧資機材等)の調達・配給を行う。
応援要請する 業務内容	資機材等の配送

応援要請先		応援職員等に求める職種・資格・人数の考え方		
自治体	0	【応援職員等に求める職種・資格】 ・職種:特になし		
民間企業	0	M性・行になり 資格:普通自動車第一種運転免許 		
ボランティア	0	【人数の考え方】 資機材等の配送に必要な職員数(当初想定30人)から、本市で財務部指揮本		
国		部として参集した職員数及び動員できる職員数のうち、本業務に従事可能な職 員数を引いて、応援職員数を算出。		
自衛隊	0	 【民間企業に対する応援要請について】 ・三和石産及び神奈川県トラック協会については、災害協定に基づき、物資の		
その他	0	電送等の応援要請を行う。		

協定締結先			名称
自治体	0	・神奈川県内各市町 村、松本市ほか	• 災害時相互応援協定
民間企業	0	・三和石産、神奈川県トラック協会	・災害時における物資の提供及び配送等に関する協定(三和石産) ・災害時における物資の輸送等に関する協定(神奈川県トラック協 会)
ボランティア			
国			
その他	0	• 米海軍厚木航空施 設司令部	・災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する藤沢市と 米海軍厚木航空施設司令部との覚書

必要な	0	応援者側	応援職員用食料等
資機材等	0	市側	資機材等の配送に必要な車両(管財課により手配)

指揮命令	(主)	税制課主幹	(副)	税制課課長補佐 または上級主査・主査
担当者	連絡先	内線2311	連絡先	内線2311
受入	(主)	税制課 上級主査または主査	(副)	税制課 主任または事務職員
担当者	連絡先	内線2311	連絡先	内線2311

業務マニュアル等・災害時職員行動マニュアル

活動拠点	本庁舎5階会議室5-2
現場(屋外)	市内指定避難所(81か所)ほか資機材等の配給場所

	≪共通して必要となる業務項目≫	≪個別で必要となる項目≫
応援要請	 ・応援要請業務の必要性の判断・決定 ・応援要請する人数・期間の決定 ・応援要請→各指揮本部の受援担当者へ報告(または各指揮本部の受援担当者へ応援要請) ・応援要請先との連絡調整 	
受入準備	・必要な資機材の確保 ・活動拠点の確保 ・業務マニュアル等の確認	• 資機材等の配送に必要な車両(管財課により 手配)
応援受入	・応援職員等の受付・災害補償等の確認・名簿等の作成・応援依頼内容の伝達・被害状況の伝達	
受援実施	業務分担応援職員等と情報共有(会議等)業務実施状況の確認業務の引継ぎ	
応援終了	・応援者等との調整・各指揮本部の受援担当者と調整・報告・応援終了の判断・通常体制への移行・応援にかかる費用負担	

≪受援対	象業務シート≫ NO.9	業務番	号		財 — 2
指揮本部	財務部指揮本部	課等	税制課		
対象業務	食料・生活物資の調達・仕分け・配送		受之	入時期	4⊟目~

業務の概要	被災者への食料・生活物資等の確保及び供給を迅速・円滑に行うため、食料・生活物資 検討会議を開催し、調整を図るとともに、必要に応じて炊き出しの実施、食料・生活物 資の仕分け・搬送等を行う。
応援要請する	①食料・生活物資の調達及び炊き出しの実施
業務内容	②食料・生活物資の搬送

応援要請先		応援職員等に求める職種・資格・人数の考え方
自治体	0	【応援職員等に求める職種・資格】 職種:特になし、資格:普通自動車第一種運転免許
民間企業	0	【①及び②における応援要請人数の考え方】 「①食料・生活物資の調達及び炊き出しの実施」並びに「②食料・生活物資の
ボランティア	0	搬送」に必要な職員数(当初想定①10人、②30人)から、本市で財務部指揮本部として参集した職員数及び動員できる職員数のうち、本業務に従事可能 な職員数を引いて、応援職員数を算出。
国		【民間企業に対する応援要請について】 【民間企業に対する応援要請について】 ・ハマキョウレックス及び福山通運については、災害協定に基づき、同社の施設
自衛隊	0	を民間物流集積輸送拠点として、支援物資の管理及び荷役作業、並びに支援物 資の配送等の応援要請を行う。
その他	0	・三和石産及び神奈川県トラック協会については、災害協定に基づき、物資の配 送等の応援要請を行う。

	協定約	帝結先	名称
自治体	0	・神奈川県内各市町 村、松本市ほか	• 災害時相互応援協定
民間企業	0	・ハマキョウレック ス、福山通運、三 和石産ほか	・災害時における物資の調達・仕分け及び配送等に関する協定(ハマキョウレックス) ・災害時における物資の受入及び配送等に関する協定(福山通運)
ボランティア			
国			
その他	0	•米海軍厚木航空施 設司令部	・災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する藤沢市と 米海軍厚木航空施設司令部との覚書

必要な	0	応援者側	応援職員用食料等
資機材等	0	市側	炊き出しに必要な資機材、食料・生活物資の搬送に必要な車両(管財課により手配)

指揮命令	(主)	税制課主幹	(副)	税制課課長補佐 または上級主査・主査
担当者	連絡先	内線2311	連絡先	内線2311
受入	(主)	税制課 上級主査または主査	(副)	税制課 主任または事務職員
担当者	連絡先	内線2311	連絡先	内線2311

業務マニュアル等	・ラストワンマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック(平成31年3月)、支援物資供給の手引き(平成25年9月)、災害時職員行動マ
	ニュアル

活動拠点	①・・・本庁舎4階会議室4-3②・・・緊急物資輸送拠点(南北)(待機場所本庁舎4階会議室4-1、4-2)
現場(屋外)	①・・・本庁舎1階サンライズ広場ほか炊き出し実施場所 ②・・・市内指定避難所(81か所)ほか食料・生活物資の配給場所

	≪共通して必要となる業務項目≫	≪個別で必要となる項目≫
応援要請	 ・応援要請業務の必要性の判断・決定 ・応援要請する人数・期間の決定 ・応援要請→各指揮本部の受援担当者へ報告(または各指揮本部の受援担当者へ応援要請) ・応援要請先との連絡調整 	
受入準備	・必要な資機材の確保 ・活動拠点の確保 ・業務マニュアル等の確認	・食料・生活物資の搬送に必要な車両(管財課により手配)
応援受入	・応援職員等の受付・災害補償等の確認・名簿等の作成・応援依頼内容の伝達・被害状況の伝達	
受援実施	業務分担・応援職員等と情報共有(会議等)業務実施状況の確認業務の引継ぎ	
応援終了	・応援者等との調整・各指揮本部の受援担当者と調整・報告・応援終了の判断・通常体制への移行・応援にかかる費用負担	

≪受援対象	象業務シート≫ NO. 10	業務番	号号		財-3
指揮本部財務部指揮本部			資産称	課	
対象業務	建物に関する被害調査(被害家屋調査)			入時期	①4日目~ ②15日目~

業務の概要	被害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種被災者支援措置(罹災証明の発行、災害救助法や被災者生活再建支援法による各種施策、市税・保険料の減免等)を早期に実施するため、被害家屋調査を速やかに行う。
応援要請する	①第一次被害調査の実施
業務内容	②第二次被害調査(再調査)の実施

応援要請先		応援職員等に求める職種・資格・人数の考え方		
自治体	0			
民間企業		【応援職員等に求める職種・資格】 職種:特になし		
ボランティア		資格:普通自動車第一種運転免許 		
国	0	【人数の考え方】 資産税課が策定した調査計画に基づく「①第一次被害調査の実施」及びに 二次被害調査(再調査)の実施」に必要な職員数(当初想定①90人、②		
自衛隊		人)から、本市で財務部指揮本部として参集した職員数及び動員できる職のうち、本業務に従事可能な職員数を引いて、応援職員数を算出。		
その他				

協定締結先			名称
自治体	0	・神奈川県内各市町 村、松本市ほか	• 災害時相互応援協定
民間企業			
ボランティア			
围			
その他			

必要な	0	応援者側	応援職員用食料等
資機材等	0	市側	パソコン、プリンター、地図、筆記用具、机、椅子、消耗品等 現地調査に必要な車両(管財課により手配)

指揮命令	(主)	資産税課長	(副)	資産税課 家屋担当 主幹または課長補佐
担当者	連絡先	内線2351	連絡先	内線2354
受入	(主)	資産税課 課税担当 主幹または課長補佐	(副)	資産税課 土地担当 主幹または課長補佐
担当者	連絡先	内線2351	連絡先	内線2352

業務マニュアル等

・被害家屋調査の調査マニュアル、災害に係る住家の被害認定基準運用指針/参考資料【内閣府】、住家被害認定調査票【内閣府】、災害時職員行動マニュアル 等

活動拠点	①②・・・本庁舎4階資産税課 (不足する場合は、会議室4-4、市民税課分室、本庁舎5階市民利用会議室4~6)
現場(屋外)	①②・・・被害家屋調査実施場所

	≪共通して必要となる業務項目≫	≪個別で必要となる項目≫
応援要請	 ・応援要請業務の必要性の判断・決定 ・応援要請する人数・期間の決定 ・応援要請→各指揮本部の受援担当者へ報告(または各指揮本部の受援担当者へ応援要請) 	
受入準備	・必要な資機材の確保 ・活動拠点の確保 ・業務マニュアル等の確認	• 現地調査に必要な車両及び活動拠点の確保 (管財課により手配)
応援受入	・応援職員等の受付・災害補償等の確認・名簿等の作成・応援依頼内容の伝達・被害状況の伝達	
受援実施	業務分担応援職員等と情報共有(会議等)業務実施状況の確認業務の引継ぎ	
応援終了	・応援者等との調整・各指揮本部の受援担当者と調整・報告・応援終了の判断・通常体制への移行	

≪受援対象	象業務シート≫ NO. 11	業務番	号号		市 — 1
指揮本部	市民自治部指揮本部	課等	市民相	談情報課	
対象業務	要配慮者(外国人)支援		受	入時期	4日目~

業務の概要	要配慮者(外国人)支援
応援要請する	災害時要配慮者となる外国人に対して、避難生活等の支援(災害時福祉ボランティア
業務内容	(語学)等の手配等)を行う。

応援要請先		応援職員等に求める職種・資格・人数の考え方		
自治体				
民間企業				
ボランティア	0] 開設している指定避難所全てにボランティアを配置。ボランティアの数が足りな		
国		用設している指定避難が主てにボランディアを配置。ボランディアの数が定りな いようであれば、外国人が避難している施設を優先してボランティアを配置。 		
自衛隊				
その他				

協定締結先			名称
自治体	0	・神奈川県内各市町 村、松本市ほか	• 災害時相互応援協定
民間企業			
ボランティア			
国			
その他			

必要な	0	応援者側	応援職員用食料等
資機材等		市側	

指揮命令	(主)	市民相談情報課長	(副)	市民相談情報課 広聴・相談担当課長補佐
担当者	連絡先	内線2570	連絡先	内線2577
受入	(主)	市民相談情報課 広聴・相談担当主査	(副)	市民相談情報課 広聴・相談担当職員
担当者	連絡先	内線2577	連絡先	内線2577

業務マニュアル等

・罹災証明発行に関するマニュアル、被災した市民に対する租税・利用料・手数料の納税期限の延長、徴収猶予及び減免等に関するマニュアル、法律に基づく災害弔慰金の支払いおよび災害障がい見舞金の支給に関するマニュアル、市条例に基づく災害弔慰金の支払いおよび災害見舞金の支給に関するマニュアル、被災者生活再建支援金の支給のための事務手続きに関するマニュアル、災害援護資金の貸し付け(市民向け)に関するマニュアル、特定義援金及び日本赤十字社等からの義援金の受入れと交付に関するマニュアル

活動拠点	市民相談情報課執務室、市民相談室、市政情報コーナー、各地区防災拠点本部
現場(屋外)	

	≪共通して必要となる業務項目≫	≪個別で必要となる項目≫
応援要請	 ・応援要請業務の必要性の判断・決定 ・応援要請する人数・期間の決定 ・応援要請→各指揮本部の受援担当者へ報告(または各指揮本部の受援担当者へ応援要請) ・応援要請先との連絡調整 	
受入準備	・必要な資機材の確保・活動拠点の確保・業務マニュアル等の確認	
応援受入	・応援職員等の受付・災害補償等の確認・名簿等の作成・応援依頼内容の伝達・被害状況の伝達	
受援実施	業務分担・応援職員等と情報共有(会議等)業務実施状況の確認業務の引継ぎ	
施援終了	・応援者等との調整・各指揮本部の受援担当者と調整・報告・応援終了の判断・通常体制への移行・応援にかかる費用負担	

≪受援対象	NO. 12	業務番	号号		市 — 2	
指揮本部	市民自治部指揮本部	課等	市民自	市民自治推進課		
対象業務	応急給水			受	入時期	4⊟目~

業務の概要	飲料水等の搬送と配布
応援要請する 業務内容	市民自治部職員は、県の災害用指定配水池から各指定避難所及び各地区防災拠点本部へ 応急飲料水を搬送する。その際に、神奈川県トラック協会湘南支部に対し応援要請を行い、給水タンクを積載したトラックの提供・搬送を依頼する。

応援要請先		応援職員等に求める職種・資格・人数の考え方
自治体		
民間企業	0	
ボランティア] 市の車両としては、台数の不足が想定されることから、事態が起これば、真っ先
国		に神奈川県トラック協会湘南支部に応援要請を行うものと考えている。
自衛隊		
その他		

	協定約	帝結先	名称
自治体			
民間企業	0	神奈川県トラック協会湘南支部	・災害用応急必需物資の調達に関する協定(トラック)
ボランティア			
国			
その他			

必要な	0	応援者側	応援職員用食料等
資機材等		市側	

指揮命令	(主)	市民自治推進課長	(副)	市民自治推進課 総務担当課長補佐
担当者	連絡先	内線2510	連絡先	内線2511
受入	(主)	市民自治推進課長	(副)	市民自治推進課 総務担当課長補佐
担当者	連絡先	内線2510	連絡先	内線2511

業務マニュアル等 ・災害時職員行動マニュアル

活動拠点	市民自治推進課執務室
現場(屋外)	各地区防災拠点本部、各指定避難所

	≪共通して必要となる業務項目≫	≪個別で必要となる項目≫
応援要請	 ・応援要請業務の必要性の判断・決定 ・応援要請する人数・期間の決定 ・応援要請→各指揮本部の受援担当者へ報告(または各指揮本部の受援担当者へ施援要請) ・応援要請先との連絡調整 	
受入準備	・必要な資機材の確保・活動拠点の確保・業務マニュアル等の確認	
応援受入	・応援職員等の受付・災害補償等の確認・名簿等の作成・応援依頼内容の伝達・被害状況の伝達	
受援実施	業務分担・応援職員等と情報共有(会議等)業務実施状況の確認業務の引継ぎ	
応援終了	・応援者等との調整・各指揮本部の受援担当者と調整・報告・応援終了の判断・通常体制への移行・応援にかかる費用負担	

≪受援対 算	象業務シート≫ NO. 13	業務番	号号		市-3	
指揮本部	市民自治部指揮本部	課等	市民相	5民相談情報課		
対象業務	臨時市民相談室の開設及び相談		受	入時期	4⊟目~	

業務の概要	臨時市民相談室の運営
応援要請する 業務内容	市民からの相談や、罹災証明書の発行、被災した市民に対する納税期限の延長、災害弔慰金の申請等の受付を行う。

応援要請先		応援職員等に求める職種・資格・人数の考え方				
自治体	0					
民間企業						
ボランティア		 臨時市民相談室の運営に必要な職員数(15人)から、市民相談情報課に参集し				
国		た広聴・相談担当の職員数を引いて、応援職員数を算出。				
自衛隊						
その他						

	協定約	帝結先	名称
自治体	0	・神奈川県内各市町 村、松本市ほか	• 災害時相互応援協定
民間企業			
ボランティア			
国			
その他			

必要な	0	応援者側	応援職員用食料等
資機材等	0	市側	パソコン、地図、筆記用具、机、椅子、消耗品等、各種業務のマニュ アル

指揮命令	(主)	市民相談情報課長	(副)	市民相談情報課 広聴・相談担当課長補佐
担当者	連絡先	内線2570	連絡先	内線2577
受入	(主)	市民相談情報課 広聴・相談担当主査	(副)	市民相談情報課職員
担当者	連絡先	内線2577	連絡先	内線2591~2、2660~2

業務マニュアル等

・罹災証明発行に関するマニュアル、被災した市民に対する租税・利用料・手数料の納税期限の延長、 徴収猶予及び減免等に関するマニュアル、法律に基づく災害弔慰金の支払いおよび災害障がい見舞金の 支給に関するマニュアル、市条例に基づく災害弔慰金の支払いおよび災害見舞金の支給に関するマニュアル、被災者生活再建支援金の支給のための事務手続きに関するマニュアル、災害援護資金の貸し 付け(市民向け)に関するマニュアル、特定義援金及び日本赤十字社等からの義援金の受入れと交付 に関するマニュアル

活動拠点	市民相談情報課執務室、市民相談室、市政情報コーナー、各地区防災拠点本部	
現場(屋外)		

	≪共通して必要となる業務項目≫	≪個別で必要となる項目≫
応援要請	 ・応援要請業務の必要性の判断・決定 ・応援要請する人数・期間の決定 ・応援要請→各指揮本部の受援担当者へ報告(または各指揮本部の受援担当者へ施援要請) ・応援要請先との連絡調整 	
受入準備	・必要な資機材の確保・活動拠点の確保・業務マニュアル等の確認	
応援受入	・応援職員等の受付・災害補償等の確認・名簿等の作成・応援依頼内容の伝達・被害状況の伝達	
受援実施	業務分担・応援職員等と情報共有(会議等)・業務実施状況の確認・業務の引継ぎ	
応援終了	・応援者等との調整・各指揮本部の受援担当者と調整・報告・応援終了の判断・通常体制への移行・応援にかかる費用負担	

≪受援対象	象業務シート≫	NO. 14	業務番	号		福 一 1
指揮本部	福祉部指揮本部	課等	福祉総	務課		
対象業務	要配慮者(高齢者、障	がい者等)	支援	受之	入時期	4日目~

業務の概要	地域内で対応が困難な要配慮者(高齢者、障がい者等)に対して、各機関が連携して的確に支援する。
応援要請する 業務内容	要配慮者受入施設との調整/当該施設へのヘルパーの派遣・補装具等の修理に関する情報提供・要配慮者の支援要請やボランティア要請の調査等/緊急搬送体制の構築

応援要請先		応援職員等に求める職種・資格・人数の考え方			
自治体	0	要配慮者受入施設の被災状況の確認 ・ 受え 生の確保に関する調整業務について、 複雑部内で対応しきれない職員			
民間企業	0	- ・受入先の確保に関する調整業務について、福祉部内で対応しきれない職員 数の補充(事務職)			
ボランティア	0	事業所とのヘルパー等の派遣調整業務 ・補装具対応に対する事業者との調整 ・要配慮者の支援要請やボランティア要請の調査等について、福祉部内で対応しきれない職員数の補充(事務職) 安否確認や搬送体制の調整について、車両(特に福祉車両)等の資機材の確保、搬送業務の構築にあたっては、職員だけでなく民間企業・ボランティア等を随時			
国					
自衛隊					
その他		一般 医主 語 の に の に の に の に の に の に の に の に の に の			

	協定約	帝結先	名称
自治体	0	・神奈川県内各市町 村、松本市ほか	• 災害時相互応援協定
民間企業	0	(福)藤沢市育成会 (福)喜寿福祉会他 18法人	・災害時における障がい者の緊急受入に関する協定・災害時等における要援護高齢者の緊急受入に関する協定
ボランティア	0	市社会福祉協議会・FSVネット	・藤沢市災害救援ボランティアセンターに関する協定書
国			
その他			

必要な	0	応援者側	車両(福祉車両含む)、応援職員用食料等
資機材等	0	市側	パソコン、机、椅子、車両

指揮命令	(主)	福祉総務課長	(副)	福祉総務課 主幹・課長補佐	
担当者	連絡先	内線3111	連絡先	内線3111	
受入	(主)	福祉総務課 地域福祉推進担当主査	(副)	福祉総務課 地域福祉推進担当事務職員	
担当者	連絡先	内線3111	連絡先	内線3111	

業務マニュアル等	・災害時職員行動マニュアル
----------	---------------

活動拠点	福祉部執務室内等
現場(屋外)	

	≪共通して必要となる業務項目≫	≪個別で必要となる項目≫
応援要請	 ・応援要請業務の必要性の判断・決定 ・応援要請する人数・期間の決定 ・応援要請→各指揮本部の受援担当者へ報告(または各指揮本部の受援担当者へ応援要請) ・応援要請先との連絡調整 	
受入準備	・必要な資機材の確保・活動拠点の確保・業務マニュアル等の確認	
応援受入	・応援職員等の受付・災害補償等の確認・名簿等の作成・応援依頼内容の伝達・被害状況の伝達	
受援実施	業務分担・応援職員等と情報共有(会議等)業務実施状況の確認業務の引継ぎ	
応援終了	・応援者等との調整・各指揮本部の受援担当者と調整・報告・応援終了の判断・通常体制への移行・応援にかかる費用負担	

≪受援対象	業務番	務番号		福 - 2	
指揮本部	福祉部指揮本部	課等	福祉総	務課	
対象業務	遺体の処置(遺体安置所の開設)及び地	里火葬	受	入時期	4⊟目~

業務の概要	遺体安置所の運営
応援要請する 業務内容	遺体の収容・処理・引渡し。遺体安置所の秩序の維持。

応援要請先		応援職員等に求める職種・資格・人数の考え方
自治体		
民間企業	0	
ボランティア		遺体安置所の開設と運営に必要な職員数から、本市で遺体安置所に参集した職員 数及び動員できる職員数を引いて、応援職員数を算出。施設運営に神奈川県葬祭
国		業協同組合、藤沢市葬祭業組合、(一社)全国霊柩自動車協会、警察、歯科医師、医師も対象になる。
自衛隊		
その他	0	

協定締結先			名称
自治体			
民間企業	0	神奈川県葬祭業協同組合 藤沢市葬祭業組合 (一社)全国霊柩自動車協会	・災害時における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協 力に関する協定
ボランティア			
围			
その他			

必要な	0	応援者側	霊柩自動車、棺等葬祭用品等、検視検案用具等、応援職員用食料等
資機材等	0	市側	地図、筆記用具、机、椅子、消耗品等

指揮命令	(主)	福祉総務課長	(副)	福祉総務課 衛生施設担当課長補佐
担当者	連絡先	内線3110	連絡先	内線3127
受入	(主)	福祉総務課 衛生施設担当課長補佐	(副)	福祉総務課 衛生施設担当
担当者	連絡先	内線3127	連絡先	内線3127

* 遺体安置所設置運営マニュアル、遺体収容マニュアル、災害時職員行動マニュアル

活動拠点	
現場(屋外)	遺体安置所(秋葉台文化体育館·奥田公園駐車場·湘南台地下自動車駐車場·藤沢市斎場·遊行寺(大書院))

	大大切大地に対する場合					
	≪共通して必要となる業務項目≫	≪個別で必要となる項目≫				
応援要請	・応援要請業務の必要性の判断・決定・応援要請する人数・期間の決定・応援要請→各指揮本部の受援担当者へ報告(または各指揮本部の受援担当者へ応援要請)・応援要請先との連絡調整					
受入準備	・必要な資機材の確保・活動拠点の確保・業務マニュアル等の確認					
応援受入	・応援職員等の受付・災害補償等の確認・名簿等の作成・応援依頼内容の伝達・被害状況の伝達					
受援実施	業務分担・応援職員等と情報共有(会議等)・業務実施状況の確認・業務の引継ぎ					
応援 終了	・応援者等との調整・各指揮本部の受援担当者と調整・報告・応援終了の判断・通常体制への移行・応援にかかる費用負担					

≪受援対象	象業務シート≫ NO. 16	業務番	号		福 — 3	
指揮本部	福祉部指揮本部	課等	福祉総	公務課		
対象業務	法律に基づく災害弔慰金の支払い 障がい見舞金の支給	及び災害	受	入時期	15日目~	

業務の概要	災害弔慰金の支給等に関する法律の基準に基づき、災害による死亡者の遺族に対する 害弔慰金の支給、及び災害により精神または身体に著しい障がいを受けた市民に対す 災害障がい見舞金の支給を行う。	
応援要請する 業務内容	支給対象者の確認/支給額確定のための世帯状況の確認/災害と被害との因果関係の調査	

応援要請先		応援職員等に求める職種・資格・人数の考え方	
自治体	0		
民間企業			
ボランティア		 災害弔慰金の支給について、支給対象者及び支給額確定のための世帯状況の確認 及び災害と被害との因果関係の調査等を行うにあたり、福祉総務課及び本部応援	
国		及び火告と被告との囚業関係の調査等を打っためたり、個位総務誅及び本部心援 職員で対応しきれない職員数の補充(事務職)。 	
自衛隊			
その他			

協定締結先			名称
自治体	0	・神奈川県内各市町 村、松本市ほか	• 災害時相互応援協定
民間企業			
ボランティア			
国			
その他			

必要な	0	応援者側	応援職員用食料等
資機材等	0	市側	パソコン、机、椅子、車両

指揮命令	(主)	福祉総務課長	(副)	福祉総務課 主幹・課長補佐
担当者	連絡先	内線3111	連絡先	内線3111
受入	(主)	福祉総務課 地域福祉推進担当主査	(副)	福祉総務課 地域福祉推進担当事務職員
担当者	連絡先	内線3111	連絡先	内線3111

業務マニュアル等	・災害時職員行動マニュアル
----------	---------------

活動拠点	福祉部執務室内等
現場(屋外)	地区防災拠点本部、被災現場等

	≪共通して必要となる業務項目≫	≪個別で必要となる項目≫
応援要請	 ・応援要請業務の必要性の判断・決定 ・応援要請する人数・期間の決定 ・応援要請→各指揮本部の受援担当者へ報告(または各指揮本部の受援担当者へ応援要請) ・応援要請先との連絡調整 	
受入準備	・必要な資機材の確保・活動拠点の確保・業務マニュアル等の確認	
応援受入	・応援職員等の受付・災害補償等の確認・名簿等の作成・応援依頼内容の伝達・被害状況の伝達	
受援実施	業務分担応援職員等と情報共有(会議等)業務実施状況の確認業務の引継ぎ	
応援終了	・応援者等との調整・各指揮本部の受援担当者と調整・報告・応援終了の判断・通常体制への移行・応援にかかる費用負担	

≪受援対象	象業務シート≫ NO. 17	業務番	号号		福 一 4
指揮本部	福祉部指揮本部	課等	具等 福祉総務課		
対象業務	市条例に基づく災害弔慰金の支払 害見舞金の支給	い及び災	受	入時期	15日目~

業務の概要	災害弔慰金の支給等に関する条例の基準に基づき、災害による死亡者の遺族に対する災害弔慰金の支給、及び住宅の被災(全壊・半壊等)や重傷を負った被災者などへの災害見舞金の支給を行う。
応援要請する 業務内容	重傷・障がい等の書面上の確認/住宅被害の判定に関する調査/支給対象者の確認/支 給額確定のための世帯状況の確認/災害と被害との因果関係の調査/支給審査に関する 書類作成/支給案内通知の発送/訪問給付

応援要請先		応援職員等に求める職種・資格・人数の考え方			
自治体	0				
民間企業					
ボランティア		災害弔慰金及び災害見舞金の支給における確認・審査・調査・支払に関する事 を行うにあたり、福祉総務課及び本部応援職員で対応しきれない職員数の補充			
国		で13 7にめたり、個性総務誅及び本部心援城員で対心して10ない城員数の補力 (事務職)。			
自衛隊					
その他					

協定締結先			名称
自治体	0	・神奈川県内各市町 村、松本市ほか	• 災害時相互応援協定
民間企業			
ボランティア			
国			
その他			

必要な	0	応援者側	調査用作業服(靴・ヘルメット・軍手)等、応援職員用食料等
資機材等	0	市側	パソコン、机、椅子、車両

指揮命令	(主)	福祉総務課長	(副)	福祉総務課長 主幹・課長補佐
担当者	連絡先	内線3111	連絡先	内線3111
受入	(主)	福祉総務課 地域福祉推進担当主査	(副)	福祉総務課 地域福祉推進担当事務職員
担当者	連絡先	内線3111	連絡先	内線3111

業務マニュアル等	・災害時職員行動マニュアル
----------	---------------

活動拠点	福祉部執務室内等
現場(屋外)	地区防災拠点本部、被災現場等

	≪共通して必要となる業務項目≫	≪個別で必要となる項目≫
応援要請	 ・応援要請業務の必要性の判断・決定 ・応援要請する人数・期間の決定 ・応援要請→各指揮本部の受援担当者へ報告(または各指揮本部の受援担当者へ応援要請) ・応援要請先との連絡調整 	
受入準備	・必要な資機材の確保 ・活動拠点の確保 ・業務マニュアル等の確認	
応援受入	・応援職員等の受付・災害補償等の確認・名簿等の作成・応援依頼内容の伝達・被害状況の伝達	
受援実施	業務分担・応援職員等と情報共有(会議等)業務実施状況の確認業務の引継ぎ	
応援終了	・応援者等との調整・各指揮本部の受援担当者と調整・報告・応援終了の判断・通常体制への移行・応援にかかる費用負担	

≪受援対象	象業務シート≫ NO. 18	業務番	号号		福 - 5
指揮本部	本部福祉部指揮本部		福祉総		
対象業務	被災者生活再建支援金の支給のた 手続き	めの事務	受	入時期	15日目~

業務の概要	災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援法に基づく 生活再建支援金の支給のための手続きを行う。
応援要請する 業務内容	罹災証明(全壊・大規模半壊・半壊等)の確認/住民票(被災住家と住所地の関係)の 確認/当該住宅の購入・賃借・改修の契約書の確認/半壊・大規模半壊時等の解体証明 書の確認

応援要請先		応援職員等に求める職種・資格・人数の考え方				
自治体	0					
民間企業						
ボランティア		被災者生活再建支援金の支給に係る申請書等の確認に関する事務を行うにあ				
国		の、福祉総務課及び本部応援職員で対応しきれない職員数の補充(事務職)。				
自衛隊						
その他						

	協定約	帝結先	名称
自治体	0	・神奈川県内各市町 村、松本市ほか	• 災害時相互応援協定
民間企業			
ボランティア			
国			
その他			

必要な 資機材等	0	応援者側	応援職員用食料等
	0	市側	パソコン、机、椅子

指揮命令	(主)	福祉総務課長	(副)	福祉総務課 主幹・課長補佐
担当者	連絡先	内線3111	連絡先	内線3111
受入	(主)	福祉総務課 地域福祉推進担当主査	(副)	福祉総務課 地域福祉推進担当事務職員
担当者	連絡先	内線3111	連絡先	内線3111

業務マニュアル等	・災害時職員行動マニュアル
----------	---------------

活動拠点	福祉部執務室内等
現場(屋外)	地区防災拠点本部

	≪共通して必要となる業務項目≫	≪個別で必要となる項目≫
応援要請	 ・応援要請業務の必要性の判断・決定 ・応援要請する人数・期間の決定 ・応援要請→各指揮本部の受援担当者へ報告(または各指揮本部の受援担当者へ応援要請) ・応援要請先との連絡調整 	
受入準備	・必要な資機材の確保 ・活動拠点の確保 ・業務マニュアル等の確認	
応援受入	・応援職員等の受付・災害補償等の確認・名簿等の作成・応援依頼内容の伝達・被害状況の伝達	
受援実施	業務分担・応援職員等と情報共有(会議等)・業務実施状況の確認・業務の引継ぎ	
応援終了	・応援者等との調整・各指揮本部の受援担当者と調整・報告・応援終了の判断・通常体制への移行・応援にかかる費用負担	

≪受援対象	業務番	福一6		福 - 6		
指揮本部	福祉部指揮本部	課等	福祉総	祉総務課		
対象業務	災害援護資金の貸付け(市民向け)		受	入時期	15日目~	

業務の概要	藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害救助法適用災害により家屋等に被害を受けた世帯等に対し、生活の建て直し、自立助長として、災害援護資金の貸付けを行う。
応援要請する 業務内容	被災状況(家財被害・世帯主の負傷の程度)に関する調査/世帯主に関する調査(所得 状況)及び限度額の算定/保証人の弁済に関する調査/返済計画の確認/貸付けに関す る審査/借用書の徴取・確認

応援要請先		応援職員等に求める職種・資格・人数の考え方
自治体	0	
民間企業		
ボランティア		 災害援護資金の貸付けにあたり、必要となる申請書等の確認や調査、保証人の弁 済に関する調査、返済計画の確認に関する事務を行うにあたり、福祉総務課及び
国		
自衛隊		
その他		

	協定約	帝結先	名称
自治体	0	・神奈川県内各市町 村、松本市ほか	• 災害時相互応援協定
民間企業			
ボランティア			
国			
その他			

必要な 資機材等	0	応援者側	調査用作業服(靴・ヘルメット・軍手)等、応援職員用食料等
	0	市側	パソコン、机、椅子、車両

指揮命令	(主)	福祉総務課長	(副)	福祉総務課 主幹・課長補佐
担当者	連絡先	内線3111	連絡先	内線3111
受入	(主)	福祉総務課 地域福祉推進担当主査	(副)	福祉総務課 地域福祉推進担当事務職員
担当者	連絡先	内線3111	連絡先	内線3111

業務マニュアル等 ・災害時職員行動マニュアル

活動拠点	福祉部執務室内等
現場(屋外)	地区防災拠点本部、被災現場等

	≪共通して必要となる業務項目≫	≪個別で必要となる項目≫
応援要請	 ・応援要請業務の必要性の判断・決定 ・応援要請する人数・期間の決定 ・応援要請→各指揮本部の受援担当者へ報告(または各指揮本部の受援担当者へ応援要請) ・応援要請先との連絡調整 	
受入準備	・必要な資機材の確保 ・活動拠点の確保 ・業務マニュアル等の確認	
応援受入	・応援職員等の受付・災害補償等の確認・名簿等の作成・応援依頼内容の伝達・被害状況の伝達	
受援実施	業務分担・応援職員等と情報共有(会議等)・業務実施状況の確認・業務の引継ぎ	
応援終了	・応援者等との調整・各指揮本部の受援担当者と調整・報告・応援終了の判断・通常体制への移行・応援にかかる費用負担	

≪受援対象	業務番	号		保 一 1	
指揮本部	指揮本部 健康医療部(保健所)指揮本部		地域保	健課	
対象業務	応急救護所の開設と運営		受	入時期	4日目~

業務の概要	応急救護所の運営		
応援要請する 業務内容	負傷者の受入れ、医療措置、臨時応急救護所の設置、巡回検診の運営		

応援要請先		応援職員等に求める職種・資格・人数の考え方
自治体	0	
民間企業		
ボランティア	0	 資格:医師、看護師、保健師等。 西藤では、水西な際号数から、藤辺寺医師会等から返還された医療スタッコ数
国		救護所運営に必要な職員数から、藤沢市医師会等から派遣された医療スタッフ数 を引いて応援職員数を算出。
自衛隊		
その他		

協定締結先			名称
自治体	0	神奈川県内各市町村神奈川県内各市町村、松本市ほか	・神奈川県自治体病院災害時相互応援に関する申し合わせ ・災害時相互応援協定
民間企業	0	• 藤沢市薬剤師会	・災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定
ボランティア			
国			
その他	0	•米軍海軍厚木航空 施設司令部	・災害対応準備及び災害救助の共同活動に関する藤沢市と 米海軍厚木航空施設司令部との覚書

必要な	0	応援者側	筆記用具、医療器具、薬剤等、マスク、アルコール消毒等、応援職員 用食料等
資機材等	0	市側	車両、地図、医療器具、携帯電話、ラジオ

指揮命令	(主)	地域保健課長	(副)	地域保健課課長補佐
担当者	連絡先	内線7160	連絡先	内線7161
受入	(主)	地域保健課総務担当	(副)	地域保健課医事薬事担当
担当者	連絡先	内線7164	連絡先	内線7161

業務マニュアル等

・藤沢市医師会災害時における医療救護マニュアル、災害時薬剤師活動マニュアル、災害時職員行動マニュアル

活動拠点	保健所4階 健康危機管理室		
現場(屋外)	応急救護所 南部:医師会館・南休日夜間急病診療所 北部:保健医療センター・北休日夜間急病診療所		

	≪共通して必要となる業務項目≫	≪個別で必要となる項目≫
応援要請	 ・応援要請業務の必要性の判断・決定 ・応援要請する人数・期間の決定 ・応援要請→各指揮本部の受援担当者へ報告(または各指揮本部の受援担当者へ応援要請) ・応援要請先との連絡調整 	
受入準備	・必要な資機材の確保・活動拠点の確保・業務マニュアル等の確認	・応援職員のスケジュール作成
応援 受入	・応援職員等の受付・災害補償等の確認・名簿等の作成・応援依頼内容の伝達・被害状況の伝達	チーム名簿の作成業務依頼内容資料作成記録類媒体の整備
受援実施	業務分担・応援職員等と情報共有(会議等)・業務実施状況の確認・業務の引継ぎ	業務計画と役割分担情報集約引継ぎ等情報伝達
応援終了	・応援者等との調整・各指揮本部の受援担当者と調整・報告・応援終了の判断・通常体制への移行・応援にかかる費用負担	計画の進捗確認と今後の計画の見直し発災後の一時的対応の終了時期と通常業務移行への判断応援受入れによる費用負担等の試算

≪受援対象	NO. 21	業務番	号		保 — 2	
指揮本部	健康医療部(保健所))指揮本部	課等	健康つ	うくり課	
	要配慮者(難病患者、精神疾患がある方、			受	入時期	4⊟目~

業務の概要	通常個別支援を行っているケースに救急度分類を行った優先度の高い訪問を順次訪問でローリングによる安否確認と支援の必要性判断を行う。		
応援要請する 業務内容	家庭訪問による安否確認と支援計画、避難所避難状況と支援計画		

応援要請先		応援職員等に求める職種・資格・人数の考え方
自治体	0	
民間企業		
ボランティア		 保健師(2~3人単位で2班程度発災後4日以降から継続的に) 運転要員(1人を保健師と組み同様の要件で継続的に)
国	0	建転委員で「人を保健師と組み向禄の委件で極続的に) ※子どもと大人の対象をすべて共通で対応する場合の数値で試算。
自衛隊		
その他		

	協定約	帝結先	名称
自治体	0	・神奈川県内各市町 村、松本市ほか	• 災害時相互応援協定
民間企業			
ボランティア			
国			
その他			

必要な	0	応援者側	応援職員用食料等
資機材等	0	CD 1HII	事務用品、簡易血圧計、ストップウォッチ、体温計、ビニール、手 袋、マスク等、アルコール消毒液ほか

指揮命令	(主)	地域保健課長	(副)	地域保健課課長補佐
担当者	連絡先	内線7160	連絡先	内線7161
受入	(主)	健康づくり課長	(副)	健康づくり課課長補佐
担当者	連絡先	内線7220	連絡先	内線7222

業務マニュアル等

|・避難施設運営マニュアル、災害時職員行動マニュアル|

活動拠点	保健所 4 階 健康危機管理室 • 地区防災拠点		
現場(屋外)	各保健センターから訪問先各自宅・市内指定避難所等(拠点数は調整)		

	≪共通して必要となる業務項目≫	≪個別で必要となる項目≫
応援要請	 ・応援要請業務の必要性の判断・決定 ・応援要請する人数・期間の決定 ・応援要請→各指揮本部の受援担当者へ報告(または各指揮本部の受援担当者へ応援要請) ・応援要請先との連絡調整 	家庭訪問等継続支援の継続の必要性の判断・ 決定・訪問執行体制の決定指揮本部への専門職の応援体制の必要性判断等 訪問の進捗状況と執行体制の整備等調整
受入準備	・必要な資機材の確保・活動拠点の確保・業務マニュアル等の確認	・必要な資機材の確保(物品)・活動の分散化(拠点確保)・聞き取りや保健指導の課題の共通内容の整備・宿泊場所の確保
応援受入	・応援職員等の受付・災害補償等の確認・名簿等の作成・応援依頼内容の伝達・被害状況の伝達	・チームごとの受け入れ、あるいは一部チーム参入のパターン構成 ・チーム名簿の作成 ・業務依頼内容資料作成 ・記録類媒体の整備
受援実施	業務分担・応援職員等と情報共有(会議等)・業務実施状況の確認・業務の引継ぎ	業務計画と役割分担情報集約訪問実施状況の確保引継ぎ等情報伝達
応援終了	・応援者等との調整 ・各指揮本部の受援担当者と調整・報告 ・応援終了の判断 ・通常体制への移行 ・応援にかかる費用負担	計画の進捗確認と今後の計画の見直し発災後の一時的対応の終了時期と通常業務移行への判断応援受け入れによる費用負担等の試算

≪受援対	NO. 22	業務番	号		保 一 3	
指揮本部	指揮本部 健康医療部(保健所)指揮本部			地域保	健課	
対象業務	医薬品等の確保			受力	人時期	4⊟目~

業務の概要	医薬品の仕分け、医薬品の搬送
応援要請する 業務内容	外部から供給された医薬品の仕分け、調達した医薬品を応急救護所・市民病院等へ搬送。

応援要請先		応援職員等に求める職種・資格・人数の考え方			
自治体	0				
民間企業					
ボランティア	0		資格:薬剤師 ※数:並逐点動車会計形方式		
围		加文	資格:普通自動車免許所有者		
自衛隊					
その他					

	協定約	帝結先	名称
自治体	0	・神奈川県内各市町村 ・神奈川県内各市町 村、松本市ほか	・神奈川県自治体病院災害時相互応援に関する申し合わせ ・災害時相互応援協定
民間企業	0	•福山運輸(株)	・災害時における物資の受入および配送等に関する協定
ボランティア			
围			
その他			

必要な	0	応援者側	筆記用具、応援職員用食料等
資機材等	0	市側	車両、地図、筆記用具、手袋、マスク、アルコール消毒、ホワイトボード

指揮命令	(主)	地域保健課長	(副)	地域保健課課長補佐
担当者	連絡先	内線7160	連絡先	内線7161
受入	(主)	地域保健課総務担当	(副)	地域保健課医事薬事担当
担当者	連絡先	内線7164	連絡先	内線7161

業務マニュアル等 ・災害

・ 災害時薬剤師活動マニュアル、災害時職員行動マニュアル

活動拠点	保健所4階 健康危機管理室	
現場(屋外)	保健医療センター、応急救護所、市民病院等	

	≪共通して必要となる業務項目≫	≪個別で必要となる項目≫
応援要請	 ・応援要請業務の必要性の判断・決定 ・応援要請する人数・期間の決定 ・応援要請→各指揮本部の受援担当者へ報告(または各指揮本部の受援担当者へ応援要請) ・応援要請先との連絡調整 	
受入準備	・必要な資機材の確保 ・活動拠点の確保 ・業務マニュアル等の確認	・応援職員のスケジュール作成
応援受入	・応援職員等の受付・災害補償等の確認・名簿等の作成・応援依頼内容の伝達・被害状況の伝達	チーム名簿の作成業務依頼内容資料作成記録類媒体の整備
受援実施	業務分担・応援職員等と情報共有(会議等)・業務実施状況の確認・業務の引継ぎ	業務計画と役割分担情報集約引継ぎ等情報伝達
応援終了	・応援者等との調整 ・各指揮本部の受援担当者と調整・報告 ・応援終了の判断 ・通常体制への移行 ・応援にかかる費用負担	計画の進捗確認と今後の計画の見直し発災後の一時的対応の終了時期と通常業務移行への判断応援受け入れによる費用負担等の試算

《受援対象業務シート》 NO. 23			号		保 一 4
指揮本部	健康医療部(保健所)指揮本部	課等	課等 地域保健課		
対象業務	保健衛生対策及び防疫活動		受	入時期	4⊟目~

業務の概要	避難所・救護所等において健康相談を行い、避難住民の状況の把握。生活環境について 必要な助言・指導。
応援要請する 業務内容	各指定避難所、仮設住宅生活等での巡回相談・訪問指導、感染症発生時の消毒作業

応援要請先		応援職員等に求める職種・資格・人数の考え方
自治体	0	
民間企業	0	
ボランティア	0	資格:保健師、薬剤師、歯科衛生士、栄養士、防疫活動が出来る職員、環境衛生 指導ができる職員
国		巡回相談、訪問指導従事に必要な人数から、本市で動員できる職員数を引いて応 援職員数を算出。
自衛隊		
その他		

	協定約	帝結先	名称
自治体	0	・神奈川県内各市町村 ・神奈川県内各市町 村、松本市ほか	・神奈川県自治体病院災害時相互応援に関する申し合わせ ・災害時相互応援協定
民間企業			
ボランティア			
国			
その他			

必要な	0	応援者側	筆記用具、医療器具、手袋、マスク等、アルコール消毒液、応援職員 用食料等
資機材等	0	市側	車両、地図、筆記用具、携帯電話、消毒機材、薬剤

指揮命令	(主)	地域保健課長	(副)	地域保健課課長補佐
担当者	連絡先	内線7160	連絡先	内線7161
受入	(主)	地域保健課総務担当	(副)	地域保健課医事薬事担当
担当者	連絡先	内線7164	連絡先	内線7161

業務マニュアル等 ・災害時の保健活動推進マニュアル、災害時職員行動マニュアル

活動拠点	保健所4階 健康危機管理室		
現場(屋外)	各指定避難所、仮設住宅等		

	≪共通して必要となる業務項目≫	≪個別で必要となる項目≫
応援要請	 ・応援要請業務の必要性の判断・決定 ・応援要請する人数・期間の決定 ・応援要請→各指揮本部の受援担当者へ報告(または各指揮本部の受援担当者へ施援要請) ・応援要請先との連絡調整 	
受入準備	・必要な資機材の確保 ・活動拠点の確保 ・業務マニュアル等の確認	・応援職員のスケジュール作成
応援受入	・応援職員等の受付・災害補償等の確認・名簿等の作成・応援依頼内容の伝達・被害状況の伝達	チーム名簿の作成業務依頼内容資料作成記録類媒体の整備
受援実施	業務分担・応援職員等と情報共有(会議等)・業務実施状況の確認・業務の引継ぎ	業務計画と役割分担情報集約引継ぎ等情報伝達
応援終了	・応援者等との調整 ・各指揮本部の受援担当者と調整・報告 ・応援終了の判断 ・通常体制への移行 ・応援にかかる費用負担	計画の進捗確認と今後の計画の見直し発災後の一時的対応の終了時期と通常業務移行への判断応援受け入れによる費用負担等の試算

≪受援対象業務シート≫ NO. 24			業務番	号号		保 — 5
指揮本部	健康医療部(保健所)指揮本	部	課等	保健予	防課	
対象業務	被災者の精神的支援			受	入時期	4日目~

業務の概要	被災者のこころの健康状態を保つため、継続的な支援を行う。	
応援要請する 業務内容	各指定避難所、仮設住宅生活等へ巡回相談・訪問指導を実施する。	

応援要請先		応援職員等に求める職種・資格・人数の考え方
自治体	0	
民間企業		
ボランティア		 資格:保健師、精神保健福祉士など 巡回相談、訪問指導従事に必要な人数から、本市で動員できる職員数を引いて応
国		巡回性談、初向指导促争に必要な人数から、本目で動員できる職員数を5101で心 接職員を算出。
自衛隊		
その他		

	協定約	帝結先	名称
自治体	0	神奈川県内各市町村神奈川県内各市町村、 松本市ほか	・神奈川県自治体病院災害時相互応援に関する申し合わせ ・災害時相互応援協定
民間企業			
ボランティア			
围			
その他			

必要な 資機材等	0	応援者側	筆記用具、医療器具、薬剤、手袋、マスク等、アルコール消毒液、応 援職員用食料等
	0	市側	車両、地図、筆記用具

指揮命令	(主)	保健予防課長	(副)	保健予防課課長補佐
担当者	連絡先	内線7170	連絡先	内線7173
受入	(主)	保健予防課精神保健担当	(副)	保健予防課保健予防担当
担当者	連絡先	内線7173	連絡先	内線7171

業務マニュアル等 ・災害時の保健活動推進マニュアル、災害時職員行動マニュアル

活動拠点	保健所4階 健康危機管理室		
現場(屋外)	各指定避難所、仮設住宅等		

	1条切夫地に必要の項目 1							
	≪共通して必要となる業務項目≫	≪個別で必要となる項目≫						
応援要請	・応援要請業務の必要性の判断・決定・応援要請する人数・期間の決定・応援要請→各指揮本部の受援担当者へ報告(または各指揮本部の受援担当者へ応援要請)・応援要請先との連絡調整							
受入準備	・必要な資機材の確保 ・活動拠点の確保 ・業務マニュアル等の確認	・応援職員のスケジュール作成						
応援受入	・応援職員等の受付・災害補償等の確認・名簿等の作成・応援依頼内容の伝達・被害状況の伝達	チーム名簿の作成業務依頼内容資料作成記録類媒体の整備						
受援実施	業務分担・応援職員等と情報共有(会議等)・業務実施状況の確認・業務の引継ぎ	業務計画と役割分担情報集約引継ぎ等情報伝達						
応援終了	・応援者等との調整・各指揮本部の受援担当者と調整・報告・応援終了の判断・通常体制への移行・応援にかかる費用負担	計画の進捗確認と今後の計画の見直し発災後の一時的対応の終了時期と通常業務移行への判断応援受け入れによる費用負担等の試算						

≪受援対 算	象業務シート≫	NO. 25	業務番	号号		環 - 1
指揮本部	環境部指揮本部	課等	環境事業センター			
対象業務	し尿の処理		受	入時期	4⊟目~	

業務の概要	仮設トイレのし尿汲み取り及び収集運搬
応援要請する 業務内容	避難所等に設置されている、仮設トイレからのし尿の汲み取り及び収集運搬

応援要請先		応援職員等に求める職種・資格・人数の考え方
自治体	0	
民間企業	0	
ボランティア		・バキュームカーによるし尿汲み取り業務を熟知している作業員 ・バキュームカーによるし尿汲み取り業務を熟知している作業員
国		・被災状況及び避難所開設数等を考慮し、その収集に必要なバキュームカー台 数、応援職員数を算出
自衛隊		
その他		

協定締結先			名称
自治体	0	・茅ヶ崎市、寒川町、平塚 市、大磯町、二宮町、秦 野市、伊勢原市、秦野市 伊勢原市環境衛生組合	神奈川県湘南地域県政総合センター管内5市3町1一部 事務組合間に於ける一般廃棄物等の処理に係る相互援助 協定
民間企業	0	・(株)藤沢市興業公社 ・藤沢市資源循環協同組合 ・(公社)神奈川県資源循環協会 ・DOWAエコシステム(株)	・災害発生時における災害廃棄物等の処理等に関する協定書 ・地震等の災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書 ・地震等の災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書 ・災害廃棄物等の処理に関する基本協定書
ボランティア			
玉	·		
その他	·		

必要な	0	応援者側	バキュームカー、応援職員用食料等
資機材等		市側	

指揮命令	(主)	環境事業センター長	(副)	環境事業センター主幹
担当者	連絡先	内線6454	連絡先	内線6454
受入	(主)	環境事業センター長補佐①	(副)	環境事業センター長補佐②
担当者	連絡先	内線6454	連絡先	内線6454

業務マニュアル等 ・藤沢市災害廃棄物処理計画、災害時職員行動マニュアル

活動拠点	環境事業センター執務室	
現場(屋外)	避難所等	

	≪共通して必要となる業務項目≫	≪個別で必要となる項目≫
応援要請	 ・応援要請業務の必要性の判断・決定 ・応援要請する人数・期間の決定 ・応援要請→各指揮本部の受援担当者へ報告(または各指揮本部の受援担当者へ施援要請) ・応援要請先との連絡調整 	・収集運搬を要請する廃棄物の種類・量 ・要請する運搬車両の種類
受入準備	・必要な資機材の確保 ・活動拠点の確保 ・業務マニュアル等の確認	・駐車場、給油場所の確保
応援受入	・応援職員等の受付・災害補償等の確認・名簿等の作成・応援依頼内容の伝達・被害状況の伝達	依頼内容: ・収集運搬を要請する廃棄物の種類・量 ・収集場所(写真・地図) ・排出状況(写真) ・搬入場所
受援実施	業務分担・応援職員等と情報共有(会議等)業務実施状況の確認業務の引継ぎ	
応援終了	・応援者等との調整 ・各指揮本部の受援担当者と調整・報告 ・応援終了の判断 ・通常体制への移行 ・応援にかかる費用負担	

≪受援対	象業務シート≫	NO. 26	業務番	号号		環-2
指揮本部	環境部指揮本部		課等	環境事業センター		
対象業務	ごみの処理			受	入時期	4⊟目~

業務の概要	災害廃棄物(家庭系ごみ)の収集運搬
応援要請する 業務内容	家庭ごみ、避難所ごみの収集運搬

応援要請先		応援職員等に求める職種・資格・人数の考え方				
自治体	0					
民間企業	0					
ボランティア		・ロードパッカー車及びダンプ車による収集作業可能な作業員 ・被災状況を考慮し、その収集及び処理に必要な動員数から職員数を引いて、応援職員数を算出				
国	0					
自衛隊	0					
その他						

協定締結先			名称
自治体	0	・茅ヶ崎市、寒川町、平塚 市、大磯町、二宮町、秦 野市、伊勢原市、秦野市 伊勢原市環境衛生組合	神奈川県湘南地域県政総合センター管内5市3町1一部 事務組合間に於ける一般廃棄物等の処理に係る相互援助 協定
民間企業	・(株)藤沢市興業公社 ・藤沢市資源循環協同組合 ・(公社)神奈川県資源循環協会 ・ DOWAエコシステム(株)		・災害発生時における災害廃棄物等の処理等に関する協定書 ・地震等の災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書 ・地震等の災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書 ・災害廃棄物等の処理に関する基本協定書
ボランティア			
玉	·		
その他	·		

必要な 資機材等	0	応援者側	ロードパッカー車またはダンプ車、応援職員用食料等
		市側	

指揮命令	(主)	環境事業センター長	(副)	環境事業センター主幹
担当者	連絡先	内線6454	連絡先	内線6454
受入	(主)	環境事業センター長補佐①	(副)	環境事業センター長補佐②
担当者	連絡先	内線6454	連絡先	内線6454

業務マニュアル等・

・藤沢市災害廃棄物処理計画、災害時職員行動マニュアル

活動拠点	環境事業センター執務室	
現場(屋外)	避難所、被災地域等	

	≪共通して必要となる業務項目≫	≪個別で必要となる項目≫
応援要請	 ・応援要請業務の必要性の判断・決定 ・応援要請する人数・期間の決定 ・応援要請→各指揮本部の受援担当者へ報告(または各指揮本部の受援担当者へ施援要請) ・応援要請先との連絡調整 	・収集運搬を要請する廃棄物の種類・量 ・要請する運搬車両の種類
受入準備	・必要な資機材の確保 ・活動拠点の確保 ・業務マニュアル等の確認	・駐車場、給油場所の確保
応援受入	・応援職員等の受付・災害補償等の確認・名簿等の作成・応援依頼内容の伝達・被害状況の伝達	依頼内容: ・収集運搬を要請する廃棄物の種類・量 ・収集場所(写真・地図) ・排出状況(写真) ・搬入場所
受援実施	業務分担・応援職員等と情報共有(会議等)業務実施状況の確認業務の引継ぎ	
応援終了	・応援者等との調整 ・各指揮本部の受援担当者と調整・報告 ・応援終了の判断 ・通常体制への移行 ・応援にかかる費用負担	

《受援対	象業務シート≫	NO. 27	業務番	号		環-3
指揮本部	環境部指揮本部		課等	環境事業センター		
対象業務	がれきの処理			受	入時期	4⊟目~

業務の概要	災害廃棄物(がれき)の収集運搬	
応援要請する 業務内容	がれきの収集運搬	

応援要請先		応援職員等に求める職種・資格・人数の考え方
自治体	0	
民間企業	0	
ボランティア		・ロードパッカー車及びダンプ車による収集作業可能な作業員 ・被災状況を考慮し、その収集及び処理に必要な動員数から職員数を引
国	0	・ 板火氷ボでも息し、その収集及び処理に必要な動員数がら職員数で引 いて、応援職員数を算出
自衛隊	0	
その他		

協定締結先			名称
自治体	0	・茅ヶ崎市、寒川町、平塚 市、大磯町、二宮町、秦 野市、伊勢原市、秦野市 伊勢原市環境衛生組合	神奈川県湘南地域県政総合センター管内5市3町1一部 事務組合間に於ける一般廃棄物等の処理に係る相互援助 協定
民間企業	0	・(株)藤沢市興業公社 ・藤沢市資源循環協同組合 ・(公社)神奈川県資源循環協会 ・DOWAエコシステム(株)	・災害発生時における災害廃棄物等の処理等に関する協定書 ・地震等の災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書 ・地震等の災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書 ・災害廃棄物等の処理に関する基本協定書
ボランティア			
玉	·		
その他	·		

必要な 資機材等	0	応援者側	ロードパッカー車またはダンプ車、応援職員用食料等
		市側	

指揮命令	(主)	環境事業センター長	(副)	環境事業センター主幹
担当者	連絡先	内線6454	連絡先	内線6454
受入	(主)	環境事業センター長補佐①	(副)	環境事業センター長補佐②
担当者	連絡先	内線6454	連絡先	内線6454

業務マニュアル等 ・藤沢市災害廃棄物処理計画、災害時職員行動マニュアル

活動拠点	環境事業センター執務室
現場(屋外)	被災地域等

	≪共通して必要となる業務項目≫	≪個別で必要となる項目≫
応援要請	 ・応援要請業務の必要性の判断・決定 ・応援要請する人数・期間の決定 ・応援要請→各指揮本部の受援担当者へ報告(または各指揮本部の受援担当者へ応援要請) ・応援要請先との連絡調整 	・収集運搬を要請する廃棄物の種類・量 ・要請する運搬車両の種類
受入準備	・必要な資機材の確保 ・活動拠点の確保 ・業務マニュアル等の確認	・駐車場、給油場所の確保
応援受入	・応援職員等の受付・災害補償等の確認・名簿等の作成・応援依頼内容の伝達・被害状況の伝達	依頼内容: ・収集運搬を要請する廃棄物の種類・量 ・収集場所(写真・地図) ・排出状況(写真) ・搬入場所
受援実施	業務分担・応援職員等と情報共有(会議等)業務実施状況の確認業務の引継ぎ	
応援終了	・応援者等との調整・各指揮本部の受援担当者と調整・報告・応援終了の判断・通常体制への移行・応援にかかる費用負担	

≪受援対	象業務シート≫	NO. 28	業務番	号		環 — 4
指揮本部	環境部指揮本部		課等	北部環境事業所 · 石名坂環境事業所		
対象業務	がれきの処理		受	入時期	4⊟目~	

業務の概要	仮置場の運営
	仮置場の開設準備 仮置場の運用・管理 仮置場に係る各委託業務の積算及び監督

応援要請先		応援職員等に求める職種・資格・人数の考え方
自治体	0	
民間企業	0	
ボランティア		・廃棄物処理または土木工事の経験者等 ・災害廃棄物発生者測量に応じた、必要なに置き場の否語・設置物により応援際
国		・災害廃棄物発生予測量に応じた、必要な仮置き場の面積・設置数により応援職 員数を算出
自衛隊		
その他		

協定締結先			名称
自治体	0	・茅ヶ崎市、寒川町、平塚 市、大磯町、二宮町、秦 野市、伊勢原市、秦野市 伊勢原市環境衛生組合	神奈川県湘南地域県政総合センター管内5市3町1一部 事務組合間に於ける一般廃棄物等の処理に係る相互援助 協定
民間企業	0	・(株)藤沢市興業公社 ・藤沢市資源循環協同組合 ・(公社)神奈川県資源循環協会 ・DOWAエコシステム(株)	・災害発生時における災害廃棄物等の処理等に関する協定書 ・地震等の災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書 ・地震等の災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書 ・災害廃棄物等の処理に関する基本協定書
ボランティア			
围			
その他			

必要な	0	応援者側	応援職員用食料等
資機材等	0	市側	業務用端末

指揮命令	(主)	北部環境事業所長	(副)	北部環境事業所主幹
担当者	連絡先	内線6457	連絡先	内線6457
受入	(主)	北部環境事業所長補佐①	(副)	北部環境事業所長補佐②
担当者	連絡先	内線6457	連絡先	内線6457

業務マニュアル等・藤沢市災害廃棄物処理計画、災害時職員行動マニュアル

活動拠点	北部環境事業所執務室		
現場(屋外)	仮置場		

	≪共通して必要となる業務項目≫	≪個別で必要となる項目≫
心援要請	 ・応援要請業務の必要性の判断・決定 ・応援要請する人数・期間の決定 ・応援要請→各指揮本部の受援担当者へ報告(または各指揮本部の受援担当者へ応援要請) ・応援要請先との連絡調整 	
受入準備	・必要な資機材の確保 ・活動拠点の確保 ・業務マニュアル等の確認	
応援受入	・応援職員等の受付・災害補償等の確認・名簿等の作成・応援依頼内容の伝達・被害状況の伝達	
受援実施	業務分担応援職員等と情報共有(会議等)業務実施状況の確認業務の引継ぎ	
応援終了	・応援者等との調整・各指揮本部の受援担当者と調整・報告・応援終了の判断・通常体制への移行・応援にかかる費用負担	

≪受援対	象業務シート≫	NO. 29	業務番	号		環 - 5
指揮本部	環境部指揮本部		課等	環境事業センター		_
対象業務	がれきの処理			受	入時期	2週間目~

業務の概要	倒壊家屋の解体撤去
応援要請する 業務内容	倒壊家屋の解体撤去かかる各委託業務の積算及び監督

応援要請先		応援職員等に求める職種・資格・人数の考え方				
自治体	0					
民間企業						
ボランティア		・ ・ 倒壊家屋解体撤去の積算・監督に必要な建築工事の経験者等				
国		・被災状況を考慮し、倒壊等要解体家屋件数により応援職員数を算出				
自衛隊						
その他						

	協定約	帝結先	名称
自治体	0	・茅ヶ崎市、寒川町、平塚 市、大磯町、二宮町、秦 野市、伊勢原市、秦野市 伊勢原市環境衛生組合	神奈川県湘南地域県政総合センター管内5市3町1一部 事務組合間に於ける一般廃棄物等の処理に係る相互援助 協定
民間企業	0	・(株)藤沢市興業公社 ・藤沢市資源循環協同組合 ・(公社)神奈川県資源循環協会 ・DOWAエコシステム(株)	・災害発生時における災害廃棄物等の処理等に関する協定書 ・地震等の災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書 ・地震等の災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書 ・災害廃棄物等の処理に関する基本協定書
ボランティア			
玉	·		
その他	·		

必要な	0	応援者側	応援職員用食料等
資機材等	0	市側	業務用端末

指揮命令	(主)	環境事業センター長	(副)	環境事業センター主幹
担当者	連絡先	内線6454	連絡先	内線6454
受入	(主)	環境事業センター長補佐①	(副)	環境事業センター長補佐②
担当者	連絡先	内線6454	連絡先	内線6454

業務マニュアル等 ・藤沢市災害廃棄物処理計画、災害時職員行動マニュアル

活動拠点	環境事業センター執務室
現場(屋外)	被災家屋(要解体家屋)

	≪共通して必要となる業務項目≫	≪個別で必要となる項目≫
心援要請	 ・応援要請業務の必要性の判断・決定 ・応援要請する人数・期間の決定 ・応援要請→各指揮本部の受援担当者へ報告(または各指揮本部の受援担当者へ応援要請) ・応援要請先との連絡調整 	
受入準備	・必要な資機材の確保・活動拠点の確保・業務マニュアル等の確認	
応援受入	・応援職員等の受付・災害補償等の確認・名簿等の作成・応援依頼内容の伝達・被害状況の伝達	
受援実施	業務分担・応援職員等と情報共有(会議等)業務実施状況の確認業務の引継ぎ	
応援終了	・応援者等との調整・各指揮本部の受援担当者と調整・報告・応援終了の判断・通常体制への移行・応援にかかる費用負担	

≪受援対象業務シート≫ 		NO. 30	業務番	号号		環-6
指揮本部	環境部指揮本部		課等	環境総	竟総務課	
対象業務	がれきの処理			受	入時期	2週間目∼

業務の概要	災害廃棄物処理実施計画等作成補助	
応援要請する 業務内容	災害廃棄物処理実施計画作成、補助金申請等の補助	

応援要請先		応援職員等に求める職種・資格・人数の考え方	
自治体	0		
民間企業			
ボランティア		・災害廃棄物処理実施計画作成や補助金申請の経験がある職員	
国		・被災状況を考慮し、応援職員数を算出	
自衛隊			
その他			

協定締結先			名称
自治体	0	・茅ヶ崎市、寒川町、平塚 市、大磯町、二宮町、秦 野市、伊勢原市、秦野市 伊勢原市環境衛生組合	神奈川県湘南地域県政総合センター管内5市3町1一部 事務組合間に於ける一般廃棄物等の処理に係る相互援助 協定
民間企業	0	・ (株) 藤沢市興業公社 ・ 藤沢市資源循環協同組合 ・ (公社) 神奈川県資源循環協会 ・ DOWAエコシステム(株)	・災害発生時における災害廃棄物等の処理等に関する協定書 ・地震等の災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書 ・地震等の災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書 ・災害廃棄物等の処理に関する基本協定書
ボランティア			
围			
その他			

必要な	0	応援者側	応援職員用食料等
資機材等	0	市側	業務用端末

指揮命令	(主)	環境総務課長	(副)	環境総務課主幹
担当者	連絡先	内線3310	連絡先	内線3312
受入	(主)	環境総務課 廃棄物•美化担当課長補佐	(副)	環境総務課 廃棄物•美化担当主査
担当者	連絡先	内線3310	連絡先	内線3312

業務マニュアル等	・藤沢市災害廃棄物処理計画、災害時職員行動マニュアル
----------	----------------------------

活動拠点	環境総務課執務室	
現場(屋外)		

	≪共通して必要となる業務項目≫	≪個別で必要となる項目≫
心援要請	 ・応援要請業務の必要性の判断・決定 ・応援要請する人数・期間の決定 ・応援要請→各指揮本部の受援担当者へ報告(または各指揮本部の受援担当者へ応援要請) ・応援要請先との連絡調整 	
受入準備	・必要な資機材の確保 ・活動拠点の確保 ・業務マニュアル等の確認	
応援受入	・応援職員等の受付・災害補償等の確認・名簿等の作成・応援依頼内容の伝達・被害状況の伝達	
受援実施	業務分担応援職員等と情報共有(会議等)業務実施状況の確認業務の引継ぎ	
応援終了	・応援者等との調整・各指揮本部の受援担当者と調整・報告・応援終了の判断・通常体制への移行・応援にかかる費用負担	

≪受援対	象業務シート≫ NO. 31	業務番	号		計 — 1
指揮本部	計画建築部指揮本部	課等	開発業	務課	
対象業務	被災宅地危険度判定の実施		受	入時期	4⊟目~

業務の概要	宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して、被害の 発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災宅地危険度判定を実施することにより、二次災 害の軽減、防止並びに被災宅地の円滑な復旧に資することを目的とする。
応援要請する 業務内容	被災した宅地の危険度判定(被災宅地危険度判定の実施)

応援要請先		応援職員等に求める職種・資格・人数の考え方			
自治体	0	・応援職員等に求める職種・資格については、被災宅地危険度判定士の資格を有			
民間企業		・心場職員等に求める職権・責任については、被災名地危険及利定工の責任を育する宅地判定士及び判定調整員とする。 ・必要人員の考え方は、市内の被災宅地危険度判定をおおむね10日間で終える			
ボランティア		のに必要な人員とし、次の編成を原則として算出する。			
国		(チーム) 実際に現地で判定を行う最小単位(3名)。			
自衛隊		(グループ) 1名の判定調整員が統括する宅地判定士の組織単位。原則15チーム以内 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
その他		成。			

協定締結先			名称
自治体	0	• 県判定支援本部	• 神奈川県被災宅地危険度判定実施要綱
民間企業			
ボランティア			
国			
その他			

必要な	0	応援者側	認定登録証、判定マニュアル・手引き、ヘルメット、筆記用具等、応 援職員用食料等
資機材等	0	市側	腕章、判定調査票、判定ステッカー(3種類)等

指揮命令	(主)	開発業務課長	(副)	開発業務課主幹
担当者	連絡先	内線4220	連絡先	内線4221
受入	(主)	開発業務課 課長補佐または上級主査	(副)	開発業務課 課長補佐または上級主査
担当者	連絡先	内線4223	連絡先	内線4222

業務マニュアル等	・被災宅地危険度判定実施本部業務マニュアル、被災宅地の調査・危険度判定マニュアル、災害時職員行動マニュアル
----------	---

活動拠点	被災宅地危険度判定実施本部(開発業務課)	
現場(屋外)	地盤等が被災した宅地(市内全域)	

	≪共通して必要となる業務項目≫	≪個別で必要となる項目≫
応援要請	 ・応援要請業務の必要性の判断・決定 ・応援要請する人数・期間の決定 ・応援要請→各指揮本部の受援担当者へ報告(または各指揮本部の受援担当者へ施援要請) ・応援要請先との連絡調整 	
受入準備	・必要な資機材の確保 ・活動拠点の確保 ・業務マニュアル等の確認	・宿泊先、交通手段、給油先の確保→災害対策本 部へ要請
応援受入	・応援職員等の受付・災害補償等の確認・名簿等の作成・応援依頼内容の伝達・被害状況の伝達	
受援実施	業務分担・応援職員等と情報共有(会議等)・業務実施状況の確認・業務の引継ぎ	
応援終了	・応援者等との調整・各指揮本部の受援担当者と調整・報告・応援終了の判断・通常体制への移行・応援にかかる費用負担	

≪受援対象	象業務シート≫ NO. 32	業務番	号		計 — 2
指揮本部	計画建築部指揮本部	課等	建築指	導課	
対象業務	建築物応急危険度判定(一般建築 施	物)の実	受	入時期	4⊟目~

業務の概要	一般建築物の判定活動
応援要請する 業務内容	判定作業:判定士は、1チーム2人で判定を行う。判定は、判定調査表の項目に添って行う。 標識貼付:判定結果に基づく判定標識を当該建築物の玄関付近の見やすい位置に貼付けする。 報告:当日の判定結果を実施本部のコーディネーターに報告し、翌日の指示を受ける。

応援要請先		応援職員等に求める職種・資格・人数の考え方
自治体	0	
民間企業		 【資格】 応急危険度判定士:「神奈川県震災建築物応急危険度判定士認定要綱」第2条
ボランティア		第2項で定める者及び他都道府県において応急危険度判定士の認定を受けた 者。
国		【人数の考え方】
自衛隊		判定実施期間は10日間とし、必要判定士数及び必要応援判定士数は、判定士 1チーム15棟/日、活動日数3日間を基準にして算定する。
その他	0	

協定締結先			名称
自治体	0	• 県判定支援本部	• 神奈川県被災建築物応急危険度判定要綱
民間企業			
ボランティア			
围			
その他	0	公益社団法人日本建築家協会 一般社団法人神奈川県建築士会 一般社団法人神奈川県建築士事務所協会	・建築物の耐震改修の促進及び震災時の協力に係る連携協 定書

必要な	0	応援者側	応急危険度判定士認定証、腕章、判定手帳、筆記用具、応急危険度判 定士用食料
資機材等	0	市側	調査票、判定街区マップ、ヘルメット、コンベックス、防塵マスク、 ナップサック、筆記用具等

指揮命令	(主)	建築指導課長	(副)	建築指導課 審査担当主幹
担当者	連絡先	内線4230	連絡先	内線4233
受入	(主)	建築指導課 審査担当主査	(副)	建築指導課 審査担当主任
担当者	連絡先	内線4235	連絡先	内線4235

業務マニュアル等

・神奈川県建築物震後対策推進協議会「改訂版 応急危険度判定手帳」、藤沢市被災建築物応急危険度判定業務マニュアル、災害時職員行動マニュアル

活動拠点	分庁舎3階会議室
現場(屋外)	市内全域

	≪共通して必要となる業務項目≫	≪個別で必要となる項目≫
応援要請	 ・応援要請業務の必要性の判断・決定 ・応援要請する人数・期間の決定 ・応援要請→各指揮本部の受援担当者へ報告(または各指揮本部の受援担当者へ応援要請) ・応援要請先との連絡調整 	
受入準備	・必要な資機材の確保 ・活動拠点の確保 ・業務マニュアル等の確認	• 宿泊施設の確保
応援受入	・応援職員等の受付・災害補償等の確認・名簿等の作成・応援依頼内容の伝達・被害状況の伝達	・応援者の持参資機材及び保険加入等の確認(保 険未加入の場合は、ボランティア活動保険に加 入してもらう)
受援実施	業務分担・応援職員等と情報共有(会議等)業務実施状況の確認業務の引継ぎ	・判定資機材の配布、回収
応援終了	・応援者等との調整・各指揮本部の受援担当者と調整・報告・応援終了の判断・通常体制への移行・応援にかかる費用負担	

≪受援対 算	象業務シート≫	NO. 33	業務番	号号		計 — 3
指揮本部	計画建築部指揮本部		課等	公共建	築課	
対象業務	応急仮設住宅の提供			受	入時期	20日目~

業務	の概要	災害により住宅を失った市民に対して、一時的な住宅の確保を行う。
	要請する 8内容	・応急仮設住宅建設用地の使用可否の調査、選定を行う・応急仮設住宅建設工事の監理・仮設住宅撤去

応援要請先		応援職員等に求める職種・資格・人数の考え方
自治体	0	
民間企業		
ボランティア		営繕系技術職員
国		- │災害対応業務に記載の必要人数から、本市で動員可能な人数を差し引いた人 │応援職員数として算出。
自衛隊		PUJZAMINANCO CITTUO
その他		

	協定約	帝結先	名称
自治体	0	・神奈川県内各市町 村、松本市ほか	• 災害時相互応援協定
民間企業			
ボランティア			
国			
その他			

必要な	0	応援者側	保護具、移動用車両等、応援職員用食料等
資機材等	0	市側	パソコン、地図、筆記用具、机、椅子、カメラ、マニュアル、宿泊先等

指揮命令	(主)	公共建築課長	(副)	公共建築課 建築担当主幹 電気・機械設備担当主幹
担当者	連絡先	内線4240	連絡先	内線4241
受入	(主)	公共建築課 建築担当課長補佐	(副)	公共建築課 電気・機械設備担当課長補佐
担当者	連絡先	内線4242	連絡先	内線4244

業務マニュアル等

・応急仮設住宅供給要領の基本的な考え方、神奈川県応急仮設住宅供給マニュアル、災害時職員行動マニュアル

活動拠点	公共建築課打合せスペース
現場(屋外)	市内応急仮設住宅建設地

	≪共通して必要となる業務項目≫	≪個別で必要となる項目≫
応援要請	 ・応援要請業務の必要性の判断・決定 ・応援要請する人数・期間の決定 ・応援要請→各指揮本部の受援担当者へ報告(または各指揮本部の受援担当者へ施援要請) ・応援要請先との連絡調整 	
受入準備	・必要な資機材の確保・活動拠点の確保・業務マニュアル等の確認	・仮設住宅仕様書入手・受援職員宿泊先確保・応急仮設住宅建設関係者への宿泊先紹介
応援受入	・応援職員等の受付・災害補償等の確認・名簿等の作成・応援依頼内容の伝達・被害状況の伝達	
受援実施	業務分担・応援職員等と情報共有(会議等)業務実施状況の確認業務の引継ぎ	
応援終了	・応援者等との調整・各指揮本部の受援担当者と調整・報告・応援終了の判断・通常体制への移行・応援にかかる費用負担	

≪受援対算	象業務シート≫ NO.:	34	業務番	号		≣ † − 4
指揮本部	計画建築部指揮本部		課等	住宅政	(策課	
対象業務	応急仮設住宅の提供			受	入時期	888~

業務の概要	応急仮設住宅の提供
応援要請する	入居者募集、入居者選定、入居手続き、入居者名簿の作成・管理、入居者の生活支援な
業務内容	ど

応援要請先		応援職員等に求める職種・資格・人数の考え方
自治体	0	
民間企業		
ボランティア		応急仮設住宅提供に必要な職員数から、住宅政策課で応急仮設住宅提供に対応可
国		能な職員数及び本部事務局に要請する職員数を引いて、応援職員数を算出
自衛隊		
その他		

	協定約	帝結先	名称
自治体	0	・神奈川県内各市町 村、松本市ほか	• 災害時相互応援協定
民間企業			
ボランティア			
围			
その他			

必要な			応援職員用食料等
資機材等	0	市側	パソコン、地図、筆記用具、机、椅子、消耗品等

指揮命令	(主)	住宅政策課長	(副)	住宅政策課 市営住宅担当課長補佐
担当者	連絡先	内線4280	連絡先	内線4281
受入	(主)	住宅政策課 市営住宅担当上級主査	(副)	住宅政策課 市営住宅担当
担当者	連絡先	内線4281	連絡先	内線4281

*神奈川県応急仮設住宅供給マニュアル、仮設住宅管理システム(震災業務支援システム)操作資料、災害時職員行動マニュアル

活動拠点	住宅政策課執務室内
現場(屋外)	市内応急仮設住宅

	≪共通して必要となる業務項目≫	≪個別で必要となる項目≫
応援要請	 ・応援要請業務の必要性の判断・決定 ・応援要請する人数・期間の決定 ・応援要請→各指揮本部の受援担当者へ報告(または各指揮本部の受援担当者へ応援要請) ・応援要請先との連絡調整 	
受入準備	・必要な資機材の確保・活動拠点の確保・業務マニュアル等の確認	
応援受入	・応援職員等の受付・災害補償等の確認・名簿等の作成・応援依頼内容の伝達・被害状況の伝達	
受援実施	業務分担・応援職員等と情報共有(会議等)業務実施状況の確認業務の引継ぎ	
応援終了	・応援者等との調整・各指揮本部の受援担当者と調整・報告・応援終了の判断・通常体制への移行・応援にかかる費用負担	

≪受援対象	NO. 35	業務番	号		道 一 1	
指揮本部	道路河川部指揮本部	課等	道路河川総務課			
対象業務	がれきの処理			受	入時期	4⊟目~

業務の概要	応急復旧に伴う(道路・河川等)災害廃棄物の搬出
応援要請する 業務内容	応急復旧に伴い発生する(道路・河川等)災害廃棄物をがれき仮置場へ搬出する。

応援要請先		応援職員等に求める職種・資格・人数の考え方		
自治体				
民間企業	0			
ボランティア		 ・本業務に必要な人数について、災害協定に基づき、藤沢市建設業協会に応援要		
国		請を行う。		
自衛隊				
その他				

協定締結先			名称
自治体			
民間企業	0	• 藤沢市建設業協会	・災害応急措置の協力に関する協定書
ボランティア			
国			
その他			

必要な	0	応援者側	運搬車両等、応援職員用食料等
資機材等	0	市側	地図、筆記用具

指揮命令	(主)	道路河川総務課長	(副)	道路河川総務課主幹
担当者	連絡先	内線4410	連絡先	内線4411
受入	(主)	道路河川総務課主査	(副)	道路河川総務課主任
担当者	連絡先	内線4412	連絡先	内線4412

業務マニュアル等	災害時職員行動マニュアル
----------	--------------------------------

活動拠点	分庁舎道路河川総務課執務室
現場(屋外)	市内現場 ⇔ がれき仮置場

≪共通して必要となる業務項目≫		≪個別で必要となる項目≫
心援要請	 ・応援要請業務の必要性の判断・決定 ・応援要請する人数・期間の決定 ・応援要請→各指揮本部の受援担当者へ報告(または各指揮本部の受援担当者へ応援要請) ・応援要請先との連絡調整 	
受入準備	・必要な資機材の確保 ・活動拠点の確保 ・業務マニュアル等の確認	
応援受入	・応援職員等の受付・災害補償等の確認・名簿等の作成・応援依頼内容の伝達・被害状況の伝達	
受援実施	業務分担応援職員等と情報共有(会議等)業務実施状況の確認業務の引継ぎ	
応援終了	・応援者等との調整・各指揮本部の受援担当者と調整・報告・応援終了の判断・通常体制への移行・応援にかかる費用負担	